

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第五十六号

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

理事 松尾トシ子君

大上 司君 川野 芳満君

島村 一郎君 清水 逸平君

吉米地英俊君 夏堀源三郎君

三宅 則義君 宮崎 靖君

武藤 嘉一君

出席國務大臣

池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務官 内田 常雄君

(管財局長)

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長)

大蔵事務官 福田 久男君

(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(管財)

局閉鎖機関課長

参考人(旧朝鮮

銀行副總裁)

参考人(旧朝鮮

殖産銀行理事)

参考人(旧白

灣銀行頭取)

参考人(旧白

灣銀行支店

マニラ支店

参考人(旧朝

鮮銀行理事)

参考人(旧朝

鮮銀行理事)

専門員 榎木 文也君

専門員 黒田 久太君

たばこ小売人の利益率引上げに關する請願(富永格五郎君紹介)(第二二九〇号)

たばこ小売人を特殊性格業として免

税の請願(富永格五郎君紹介)(第二二九一〇号)

造船産業の労働者用特価酒確保に關

する請願(門司亮君紹介)(第二二二七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

国有財産特別措置法案(内閣提出第

五九号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四三三三)

国有財産法第十三条の規定に基き、

国会の議決を求めるの件(内閣提

出、議決第一号)

○佐藤委員長 これより會議を開きま

す。

本日はまず閉鎖機関令の一部を改正

する法律案を議題といたします。本案

につきましても利害關係者として旧朝

鮮銀行、台灣銀行、朝鮮殖産銀行の責

任者を参考人としてお招きしてありま

すので、これより参考人の方から参

考意見を聴取いたします。

なお本日御出席の参考人の方々は、

お手元に配付してあります印刷物の通

りであります。念のため読み上げま

す。旧朝鮮銀行理事榎沢秀治郎君、同

じく副總裁星野喜代治君、旧台灣銀行

頭取上山英三君、旧台灣銀行マニラ支

店支配人田村宏君、旧朝鮮殖産銀行理

事石川清深君でございます。

それでは参考人の方々にお願いします。

では、忌憚のない御意見の開陳をお願いいたします。

まず星野喜代治君の御発言をお願いいたします。

○星野参考人 私元朝鮮銀行の役員を

いたしております。星野でございます。

今日は皆様の御期が非常に切迫して

おります。非常に御多忙のところ、

私ごときを参考人としてお呼び出し

くださいます。ただいま委員長のお

話によりまして、忌憚のない意見を

申し述べたくれ、こういうありがたい

御趣旨でございますから、そのつもり

で私は忌憚のない意見を申し上げてみ

たいと存じます。

実は私はかつて過去におきまして、

大蔵省の役人をいたしておたことが

ございますので、この法案に対して反

対の意見を述べなければならぬ立場

にございます。これは、私情といたしま

しては非常に心苦しい点でございます。

しかし本法案は私が大蔵省退官

後、役員としてかなり長い間勤務して

おりました朝鮮銀行の株主その他の債

権者に対して、非常に重大な關係のこ

ざいます法案でございますので、多少

研究して参つておるところであります

ので、忌憚のない意見を申し上げます

と存じます。

まず第一番に私の申し上げたいこと

は、朝鮮銀行が終戦後閉鎖機関の指定

を受ける前に、ほとんど終戦と同時に

に、内地の支店というものは全部閉鎖

されてしまつたのであります。御承知

の通り昭和二十二年の三月閉鎖機関令

が公布されると同時に、閉鎖機関の指

定を受けたわけでありまして、御承知の

通り閉鎖機関令の示すところによりま

して、大蔵大臣から閉鎖機関の指定を

受けますと、ただちにこれが營業を停

止されることはもちろんであります。

が、その後解散いたしました清算に移

るのでございます。普通の場合でござ

いますと、日本の商法の規定によりま

して、解散当時の取締役が当然原則と

して清算人となつて清算に當るのが普

通なのであります。ところがこの閉鎖

機関の指定を受けますと、あたかもこ

れは個人がちょうど戦争に協力した懲

罰といひますか何といひますか、追放

にあつたと同じ待遇を受けるのであり

ます。つまり清算に対しては、過去の

閉鎖機関たる会社を長年の間愛育して

来たところの役員、また非常に利害關

係をともにして来ましたところの株主

というふうな者の意思は一切顧慮され

ないで、そして政府が設けました閉鎖

機関整理委員会という機関の手によつ

て、かつてにというとおかしいです

が、監督はしておられるでしょうが、

とにかく株主とか従来の關係者の意思

は全然無視して清算が行われるのであ

ります。また後に詳しく申し上げます

が、そういうふうな待遇を受けますの

が、閉鎖機関なのであります。朝鮮銀行

はそれでは何ゆゑにつまり会社として

の戦争犯罪人——追放にあつて閉鎖機

関として指定をされたかということに

なりまして、閉鎖機関の指定というよ

うなものは非常に不公平な指定でござ

います。同じような仕事をしておつ

た、たとえばわれわれの朝鮮銀行は、

日本の領土朝鮮において平和的な金融

をやつておつたにすぎない銀行であり

ます。海外の土地において活動してお

つた金融機関であれば、はかに正金銀

行というふうな銀行もあります。とこ

ろが正金銀行は台灣銀行や朝鮮銀行と

違ひまして、第二会社としていち早く

東京銀行の設立が認められていたわけ

であります。そういうふうなわけであ

ります。朝鮮銀行は中には外国法人

だ、朝鮮人の銀行じゃないかというよ

うな誤解をしておられる向きがあり

ますが、朝鮮銀行は決して朝鮮の銀行で

はありません。日本の銀行であります。

す。内国法人であります。明治四十四

年に日本の法律でありますところの朝

鮮銀行法によつて設立されたのであり

ます。日本の大蔵大臣の指揮、監督の

もとに常に置かれておりましたし、株

主の大部分——大部分と申しますと、

八十万株の株式のうちで、純然たる朝

鮮人並に朝鮮人の会社が所有してお

る株式というものは、わずかに三千三

百二十三株にすぎません。八十万株に

対して三千株、大したことはありませ

ん。ほとんどすべてが日本人が株主で

あつたということができるのでありま

す。重役を初め幹部職員は全部日本人

であります。ただ本店が朝鮮の京城に

あつたということでもつて、あれは朝

鮮の銀行ではないかということをお言

わ

れる場合があるのでありますが、これは営業がだん／＼発展しまして、朝鮮銀行が単に朝鮮島内だけにとどまらず、あるときは満州の内部、また終戦当時までは関東州において、中央銀行として活動しておつたのであります。それからまた北支、中支の方面にもだんだん営業が展開して参りましたので、東京ではどうも中心にならないというので、営業区域の中心に近い京城に持つて行つたということが一つ。それと、朝鮮總督府で、その当時何と言いますか朝鮮の中央銀行でありながら、本店を東京に置くのはけしからぬじやないかというような感情的な意見もありまして、終戦当時まで京城に本店があつたことは事実であります。但し過去におきましては、私の記憶によりますと多分昭和七、八年ごろには東京に本店があつた時代もあるものであります。そういうような銀行でございまして、これが何も戦犯に問われるような理由はないと思うのでありますけれども、先ほど申し上げましたように、どういふわけか閉鎖機関として、個人の追放の場合と同じような待遇を受けて参つたような次第であります。

先ほど朝鮮人の持株というものは非常に少いというのを申し上げましたが、そのほかにもよつと皆さんの御参考までに申し上げておきたいことは、朝鮮銀行は特殊銀行であるから、国家の出資額が非常に多かつたのじやないかというようなお疑いのある方もあるかも知れませんが、決して国家の出資が多かつたというとはございせん。しいて申しますならば、朝鮮總督府が一萬五千株だけを持つておつたのであります。それだけであります。朝鮮總督府が終戦当時持つておりましたが一萬五千株が、現在では日本政府の所有と見るべきものか、あるいは朝鮮——今の韓国政府の所有に移つたのかというところにつきましては、私は日本の政府に移つたものと見てさしつかえないと思ひますけれども、これは外務省あたりで外交上きまる問題であると思うのであります。そのほかにも多少疑問のありますのは、朝鮮に金融組合連合会というのがあります。これはちやうど内地の農林中央金庫に当る機関とお考え願へばよろしいかと思ひますが、この金融組合連合会が四万株ばかり持つておりました。それから朝鮮信託株式会社が四万株ばかり持つておりました。しかしこれらの連合会あるいは信託会社等は、私の解釈では、これは日本の所有に受継がべきものであります。朝鮮に渡すべきものでは断じてないと思ひたいしております。もしただいま申し上げましたようなこれらの株券が疑問がございまして、外交交渉の結果それは朝鮮のものであるという解釈がつきまされた場合には、どうなるかと申しますと、朝鮮銀行法と朝鮮銀行の定款には、日本人でなければ株主となることのできないという規定がございまして、もしこれらの株主が朝鮮人である、朝鮮人が株式を引継いだのだということになりますれば、われわれがこれから清算をいたします場合には、この朝鮮人たる株主は法律上並びに朝鮮銀行の定款上、その株主たる資格を失格されるのでありますから、これは株主でないものとして取扱つてさしつかえない問題であると思ひます。ですからある向きでは、朝鮮銀行でもし普通の清算をやるうとしても、

株主總會が開けないじやないか。それはどういふわけかというところ、今のようには朝鮮にたくさん株主がいるから、株主總會を開こうと言つても開けないじやないかという御心配をなさる向きもあるということをお願いしておりますが、そんなことは一向心配ありません。心配ないばかりでなく、われ／＼が約一年ばかり前に、日本内地におられる株主に対して、代表者を選んで残余財産の運用その他処置につきまして、大蔵省その他の当局と交渉する権限を委任してくれという委任状をとつたことがあります。その委任状をとりました時分には、ただ一片のはがきを書いて出したのでありますけれども、委任状が集まつた数は、株主の数が約千五百人、その持株数が二十五万株の委任状がただちに集まつたのであります。これはただ一片のはがきを出してやつただけでありまして、終戦間もなくのことでありましたものであります。中には住所がわからないためにもどつて来たはがきもありますし、またせつかくついたはがきでも、何こんなものをいくらか出して、つづれた会社はしかたがないということで、委任状を出されなかつた方もあるらしいのであります。その後新聞広告もしませんでした。あるいはまたお忘れになつたら、もう一度出してくださいというような催促もしませんから、その後の委任状というものは参りませんけれども、とにかく一回出しただけでも千五百人の株主がただちに委任状を送つてくれ、二十五万株の株主勢がただちに集まるというふうな状態でありまして、何も朝鮮人が株主に多いから株主總會は開けないだらうというふうなこ

とで、閉鎖機関なりと顧念してもらうことは、非常に誤つた考えだと私は考へます。御承知の通りアメリカの占領政策というものは、占領当時におきましては、個人の場合でありますれば、戦争に協力したものは全部追放として一線から葬つてしまふ、なお犯罪の重いものは戦犯として、これをそれ／＼処刑するといふような峻厳なる方針だつたことは、皆さん御承知の通りであります。個人以外の会社の場合に対しましても、なるべくならば戦争に協力した日本の会社といふものはたたきつぶしてしまふ、経済的の活動をここで首を絞めてしまつて、懲罰的な措置をしてやろうという考えから、閉鎖機関令といふものができたのであります。この閉鎖機関令なるものをいつまでも延長して行くといふことは、ちやうど一旦追放として個人を指名したものを、永久にこの社会から葬り去つて、どんな有為の才能を持つておつても、日本の再建には関与させないと同じことなのであります。私は後ほど申し上げましたけれども、一旦閉鎖機関として指定された活動機関であつても、今日に至つてはまさに講和条約が発効いたしまつて、日本が独立を回復しようといふやうなときにあたりまして、なおかつ個人の追放がだん／＼解除されて、戦犯でさえもそのうちには何とか恩赦の令がくだるだらうといふやうな今日において、この閉鎖機関だけにとんまて首を絞めて行かなければならぬ。そして一切の清算には、株主の権利であるとか、あるいはその当時の経営者といふものを容赦させないで、大蔵大臣が特殊の清算人を選定して、特殊の清

算人であつてに清算をやつて行くのだといふやうな方法をとられることは、日本の経済全体の上から申しまして、非常な損失ではないかと私は考へるのであります。それでは、具体的にどういふ点が、特殊清算の方法によれば経済上不利なものであるかといふことを申し上げます。それから二番には、この閉鎖機関令などは、法律の上にどういふことを出して置くことは、日本のこれからの外交の万般の上に、非常な不利を来すおそれがあるではないかと思ひます。第三番目には、かかる法律をもつて、ただいま申し上げましたような閉鎖機関の整理を行つて参りますことは、占領下にあつては連合軍の最高司令官が憲法の上にあり、商法、民法を無視して、その上で剣を振つて占領政策をやつたんですから、占領中はわれ／＼は黙つて屈服しておらなければならぬとせんでしたけれども、講和条約が発効して、われ／＼が独立を回復した場合において、日本の國は最高の法律として憲法があります。民法の規定に基づきまして、商法の規定、民法の規定といふものがあります。その商法の規定には、ちやんと株式会社が解散した場合にどういふ方法で清算をするという規定が、たくさん書いてあるものであります。それを無視してどういふ法律でもつてやるということ、憲法違反の疑いがあるということ、申し上げたいと思ひます。それで第一の点から申し上げます。こういう方法をもつてやれば、いかに経費の点において損をするかとい

うことを、皆さんに申し上げておきたいと思ひます。何か閉鎖機関令の改正の説明の中には、なるべく清算に対する費用を節約して、そうして清算の徹活化をはかるためであるという、まことにりつばなお考があるそうでありますが、私が実際面からこれを觀察しますと、事實はその反対でありまして、この朝鮮銀行の事情を何ら知らない人が、特殊清算人としてこの清算に当りますならば、多大の経費が使われるというのを、皆さんに申し上げてみたいと思ひます。その一例を申し上げます。閉鎖機関令が施行になりましたのは、昭和二十二年の三月でありました。それ以来二十六年の八月の末までの間に、あの閉鎖機関の整理のために整理委員会が一体どれだけの経費を使っているか、こういうことになりまして、五十七億六千四百萬圓の経費を今まで使つておるのです。これはちよど、この期間は二十二年の三月から二十六年の八月まででありました。四年と五箇月の間に五十七億六千四百萬圓の経費が使われておるといふことになるのであります。これを一年間平均にいたしますと、十二億八千萬圓の金を使つておるわけでありまして、一箇月平均一億七百万圓の金を整理委員会が今まで使つた計算になつております。こういう莫大な金が使われたことは、私は決して経費の節約にはなつていないと思ひます。さらに一月に一億七百万圓の金を使う事業会社を想像してみましよう。もし一億七百万圓の半分を人件費といたしましたならば、人件費を一箇月に約五千三百五十萬圓使つておるわけでありまして、かりに一万五千圓の給与ベースの

職員を使つておるものとしましますならば、実に三千四百人の人を使つて、その人件費と同額の五千何百万圓の事務費を月々使つて、特殊機関の整理に當つて来たわけでありまして、これだけの莫大な経費を使う事業会社があつたとしても、日本の生産能力のある会社の活動ができるだらうと思ひますし、日本の経済界にもこれよりもつとつと大きな貢獻ができておつたはずではないかと思はれるのであります。朝鮮銀行だけの例をとりましますならば、この四年五箇月の間に、朝鮮銀行の貸付金の取立てた額がわずかに約一億だそうでありまして、私は監督権を持ちましませんし、そういう書類を見る権限も持ちません。これはある筋から聞いた数字であります。そのほかに整理委員会が朝鮮銀行の整理のためにやつてくれた仕事というものは、丸の内の支店をナショナル・シティー・バンクに売却したこと、それから大阪支店の店を売却したこと、それからただいま申し上げた一億圓の債権を取立てたこと、それくらいの仕事だけであります。そのほかの預金の支払い事務は日本銀行がやつたのではないのであります。朝鮮銀行だけの場合を見ますと、四年半かかつてわずか一億ばかりの貸し金を回収して、そして二、三の建物を売つた以外に、大した整理の実もないのであります。これに對して、とにかく全体として五十億の経費が使われておりますが、おそらく朝鮮銀行の残余財産といふものは、今朝鮮銀行の分としてつてある資産の中から、相当の額の経費が支出されておるであらうと思ひますのであります。

すが、そんなわけでありまして、朝鮮銀行の事情をちつとも知らない人が特殊清算人——まつたくの月給取りであります。その月給取りが、内容も知らないで清算に當るといふことは、経費の節約には決してならぬといふことを、私はこの際申し上げておきたいと思ひます。それからその次に、それなら迅速な清算行為ができるかと申しますと、特殊清算人があつた組織でやつておつたのでは、決して迅速な整理はできません。会社の清算のごときは、實際に多年その事務を取扱つて来た人が一番内情をよく知つておるのでありますから、その解散當時の取締役とか、あるいはその他の役員が清算の事務に當りますならば、従来の内容も知つておりますから、非常に迅速かつ實際に即した整理ができるのであります。それでありまして、その商法の第四百七条には、会社が破産または合併以外の理由によつて解散した場合には、解散當時の取締役が清算人となるという規定がございます。でありますから、商法の規定から申しましても、清算にはその當時の取締役が當るといふことが、一番実情に適して、一番迅速に整理ができるという原則ができておるのであります。その原則を無視して、そして特殊の機関でもつてかつて整理をやらうといふやうなことにつきましても、私は非常なむだがあるといふことを考へるのであります。たとえば朝鮮銀行の貸出金等について見ましても、これに對しては貸出金を出したとき、重役ならたいい貸すべきか、貸すべきからざるものかといふやうなことに

きまして、業務部長が何か担当の職員から相談を受けましますから、そのときは、あれはこういう条件で貸し出した、あれはだれの名義で貸したけれども、実はこういう方面に使つてゐるのだ、だからここに行つて催促すればとれるのだといふことが、われわれにわかる。それを全然知らない者が、われわれを近づけないで、特殊の清算人でこれから先もやつて行こうといふやうなことは、とても実情に即した整理はできるものじやないと私は考へるのであります。それからもう一つ申し上げておきたいことは、この閉鎖機関令の改正法律案——この前こゝを通過した法律であります。この法律によりますと、朝鮮銀行の海外で活動しておつた金融機関の整理に對しては、海外の支店、本店が海外に負うておつた債務を全部完済するに足るだけの、何か見合の資産でも保留しておかなければ、株主に在外資産の分配はできないといふ規定があるのであります。私から言わせますと、あたかも朝鮮の人間が昔の朝鮮の預金通帳を持つて日本へ来て、そしてその前とところには大分資産があるやうだから返してくれといふと、それに対して考慮するがごとくこの法律にうたつてある。ところがわれわれが清算に當るなら、そんなものは問題にする必要はない。といふのはどういふことかと申しますと、朝鮮銀行はわれわれが多年苦労して育てたのであるけれども、敗戦の結果追い出されて来た。追い出されて歸つてみると、閉鎖機関令の適用を受けて、内地にあつた八つの支店が閉鎖されてゐる。お前たち重役なんか近づいてはいかぬ、罪人

だといふやうな扱いなんです。ところが朝鮮にはわれわれ朝鮮銀行の本家本元を離れだ相續人がちやんとある。韓国銀行と名前がかつておりますが、釜山に堂々たる中央銀行がある。それにもかかわらず日本の八つの支店を清算する清算人が、財産があるからいらつしやい、請求があるなら払つてあげましようといふことをこの条文の中に書いておくことは、外交上非常に損なことであると考へます。そうでなくとも弱みにつけ込んでいふ／＼なことを吹つかけて来ると、どんなものを偽造してこれ払え、あれ払えといつて来るかわからぬと思ひます。そんなことは実情を知つてゐる者からいへばおかしくてしようがない。先ほど委員長から愚問のない意見を述べると言われましたが、私は、お前朝鮮銀行でやつていて実情を知つてゐるだらうから、何か話してくれといわれ説明するのは、きょうが初めてであります。今までこんな説明をさせられたことはない。だから私はきょうは率直に申しますが、朝鮮銀行と申しますのは、過去におまつた銀行でございまして、八千万圓から四千万圓に減少したこともありますし、昭和二、三年ごろあるいはその後昭和五、六年ごろの金融恐慌の時代には、非常な業績不振に陥つたのであります。貸付金の整理とか借金の申訳をするには、非常に練達な能力の職員がたくさんいる。役員もそういうことには得意なんです。だから朝鮮銀行の清算は當時の役員にやらせてもらえば、非常に整理をうまうやる。それを全然關係のない、朝鮮銀行が何をしていたところか知らない人が来て、清算

をやろうといつても無理な話なんです。そこで私があなた方に訴えておりますように、講和条約が効力を発生したあかつきには、何もこんな閉鎖機關令などという屈辱的な法律を設けて、日本の活動の能力ある会社や銀行を痛めつけておく必要はないと思つてゐます。それで普通の商法の規定による清算の規定がちゃんとあつて、それには裁判所が不正をしないように監督する規定もあるのですから、普通の商法の規定によつて、清算をやらしてもらつて一向さしつかえないと思つてゐます。この点を皆さんに訴えたいと思つてゐます。こういう例があるのであります。終戦當時朝鮮に本店を持つておりました会社で、朝鮮郵船会社という会社があり、それから高周波重工工業株式会社という会社があります。これらの会社はいずれも本店を京城に持つておつた会社でありまして、朝鮮における債務と債権を持つておつた会社であります。それけれども、どういふわけか閉鎖機關には指定されないで済んだのであります。朝鮮郵船にしても、高周波重工工業にしても戦時には非常に協力をした会社であつたのですが、どういふわけか目こぼれになつて指定を受けなかつたのであります。そのため朝鮮郵船は拿捕されなかつた船が幸ひ四隻ばかりあつたといふので、向うにおつた人が日本へ帰つて来て、その船を使つて今でも盛んに事業をやつております。それから高周波重工工業株式会社も品川附近と富山に工場がありましたものですから、向うから帰つて来た連中がひとつこの工場を動かして事業をやらうではないかといつて事業を始めたがため

に、今では重工業として隆々たる勢いで活動しております。御承知でもありませんが、今株価はたしか百何十円かしてござりまして、倍額増資をするとかしないとかいふところまで来ております。それから大連汽船株式会社がござりますが、これも閉鎖機關の指定を受けなかつたものでござります。向うから帰つて来た人たちが東邦海運とか何とか名前をかえて今盛んに活動しております。と同様に一旦閉鎖機關の指定を受けた会社とか銀行であつても、何も最高司令官が言つたからといふので、平和条約が効力した後も首根つこまで絞めて殺さなければならぬ理由はない。一般商法の規定による清算によつて、そうして株主總會の総意によつて第二会社としてほかの事業を始めるもよし、何か活動させてもらへば、日本の産業のために非常に貢献するところが多いと思つております。せつかく働きたいと思つておる職員があり、組織が残つておるにもかかわらず、いつまでも活動の根を絞めて、とことんまで生命を断たなければならぬといふ理由はないと思つておるものであります。これが経済上非常に損であるといふ私の理由であります。

次には先ほどちよつと触れましたが、外交上非常に損をするのではないかと申上げておる。それはこの改正法律案だけをこらんにしたのでは、ちよつとおわかりにくいと思つてゐます。この改正案の元の法律とあわせてごらんになるとよくわかると思つてゐますが、われ／＼のように海外で活動していた金融機關は、閉鎖機關の指定を解除されないらしい。そして大蔵大臣が任命した特殊の清算人によつて、當時の役員とか株主の意見なんかは全然顧慮しないで、かつてに清算をやることになつておるらしいのであります。そして對外債務が全部完済されるまでは、何十億たつてもその金に手をつけないで残しておくと、法律にちやんと書いてある。これではとりにいらつしやいと言わねばかりの法律でありまして、外交上非常に損があるのではないかと思つておるものであります。朝鮮銀行に關する限りは、朝鮮に対する債務はあります。むしろ私の方は五億圓ばかりの貸しになつてゐる。われわれは朝鮮にあつた各本店や支店の建物を、ただでとられて歸つて来たようになつてゐる。あちらの方へはわれわれ並びにわれ／＼の先輩が、多年かかつてつくり上げた銀行の組織とか、あるいはいろいろ／＼な内規とか、そういう營業の方針を書いたものを全部そのまゝ置いて来たのであります。それから、これらの点を營業權として計算しますならば、むしろわれ／＼は現在の韓国政府に對しまして、何百億かの營業權の補償を請求してもいいくらいのものであります。これは私としましては、これは氷山の一角と申しました。これは、これは大したことはないですが、これがもとになつて、北支から連銀を幾ら補償してくれとか、あるいは中支の貯蓄銀行から幾ら返せとか、南方開發銀行の発行した証券をどうしろといふような問題が起つて来た。これは朝鮮の問題だけじゃなくなるのです。こういう危険なことを法律の上にさらしておくと申すことは、私はどうもどういふあれかわかりませんが、御研究願

たいと思つてゐます。それから最後には、こういう法律は憲法違反の疑いがあるといふことを、皆さんのお耳に達したいと思つてゐます。御承知の通り占領直後におきましては、わが國はもうまつたく最高司令官の意のままに動かさるを得なかつたのであります。それから、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令の件といふものが、昭和二十年の九月に勅令で発せられております。それには「政府ハ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴フ事項ヲ實施スル為メ官ノ為メ要求ニ係ル事項ヲ實施スル為メ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」といふ規定がございまして、その規定に基いてこの閉鎖機關令といふものができた。そも／＼の生れはそういう法律であります。この閉鎖機關令の第一条にはこういう規定がございまして。これは今の改正になつても生きてゐる規定であります。閉鎖機關とは、連合國最高司令官の要求に基き、その本邦内に在る財産の清算を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきものとして大蔵大臣の指定する法人その他の団体をいう。この規定がございまして。この占領當時のアメリカの日本に對する占領政策が時を経るに従ひまして、國際情勢の変化とともに漸次緩和されて参りましたことは、先ほど申し上げた通りであります。閉鎖機關令のやうな、こういう最高司令官の要求に基いてやむなく発せられた規定は、必要のない限りはなるべく早く廃止すべきがほんとうだ。と私は思つてゐます。解散した会社に對する清算の方法につきましては、先ほどちよつと申し上げました通り、

日本には昔から施行されておる商法といふ規定がありまして、その商法には解散に對するりつぱな用意周到な規定ができておるのであります。でありますから、何もこういうものでもつて特に海外活動の機關を縛るというやうなことをせぬで、普通の商法の規定による清算ができるやうに、皆さんに御配慮をいただきたいといふのが、私の意見の結論でございまして。もちろん御承知のことには相違ありませんが、憲法の第二十九条に「財産權は、これを侵してはならない。」といふ規定がありまして、その第二項には「財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と書いてあります。この株主權に對しては、財産權といふ法律でちゃんと公共の福祉に適合するやうに、憲法の規定に基いて定めがあるのであります。それを今度マツカーサーの權限をそのまま受継いで、この憲法の規定に抵触する事項を、大蔵大臣が一人で剣を振りまわして行くといふやうなことは、私は憲法違反じやないかと考へるのであります。以上申し上げました通り、私らの希望いたしますところは、どうぞ早く朝鮮銀行に對しまして、閉鎖機關の指令を解いていただきまして、そして一般の商法の規定によつて、その當時の關係者、その事情に最も精通した責任者が、清算の任に當つてやつて行くといふことが最も経済的であり、最も日本の經濟界にも有益なことであらうと思つてゐます。ただいまこの法律改正案を拝見しまして、最後の理由書にこういうことが書いてあります。理由「閉鎖機關令による特殊清算を続行

する必要がなくつた閉鎖機関の指定の解除後における清算を民法、商法等の規定により行わせるために必要な経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。と書いてあります。この理由を文字通りとるならば、ありがたきことだと私は思う。私はこのことを言っているのです。これをお願いしたい。ところがこういうことが書いてありますけれども、さてこれを元の母法とこの改正法をくつつけてみますと、われわれみたいな台湾銀行とか、朝鮮銀行というものは除かれるような規定になつておりますから、この理由をよく読んで研究していただきたい。この理由通りやつてもらえれば、はちつとも意見はございません。どうも長い間御清聴を煩わしてはなはだ恐縮であります。

○佐藤委員長 それでは第二席として、旧朝鮮殖産銀行理事石川清深君にお願いいたします。

なお参考人にもよつとお願いいたしておきますが、つとめて時間を有効に使います関係上、なるべく前参考人の御発言と食い違つた点をおもひにしてお話を願います。

○石川参考人 承知いたしました。旧朝鮮殖産銀行の特殊性を簡単に申し述べておきたいと思ひます。朝鮮殖産銀行と申しますと、いかにも朝鮮人の銀行のようにお考えの向きが多々あると思ひますけれども、これは資本構成を申し上げますと、資本金は払込み五千二百五十万円です。そのうち千株以上の株主を拾いますと、百二十九人おりますが、そのうちの百二十七人が日本人でありまして、朝鮮人は二人な

んです。むろん経営者も日本人であります。これは日本の銀行です。これを念のために申し上げておきたいと思ひます。それから次に預金などの問題につきましても、日本人が九〇%でありまして、朝鮮人は一〇%ということになつております。なおこの銀行は社債を発行してありますけれども、社債のほとんど百パーセント近くは、日本の資本を持つて行つたものであります。資本構成としてはこういう特殊性があるのであります。

それからこの銀行といたしましては、閉鎖機関に指定されておつたものでありますけれども、すでに一昨年これは閉鎖機関に指定するのには当らないのじやないか、結局この程度は解除すべきであらうということは、むしろ大蔵当局の方から話もありまして、陳情書を出しましたところが、日本の当局においても、これはもちろんそのまゝ認めるということでは、GHQへ出して、GHQの方で、これは内容は閉鎖機関に當らない、解除してもよろしいけれども、事務上の都合がありまして、内容的でなしに、単なる事務の都合ということでは、一応ペンディングになつた状態なんでありまして、それが今度議決が有効になりまして、二年前にすでに内容はそれに値せずと日本の当局も認め、またGHQの方でも内容をお閉鎖機関にそのまゝなるといふことは、はなはだ皮肉な状態なのでございまして、簡単にこれだけのことを申し上げておきます。

○佐藤委員長 それでは次は旧台湾銀行頭取上山英三さんをお願いいたします。

○上山参考人 私は旧台湾銀行頭取の上山英三と申します。

今日この法案に対して、参考人として意見を述べることができる機会を与えていただいたことを、非常に感謝いたします。大体つき星野君からお話のあつたことは、私も非常にいいことを言つてくださったと思つておるのであります。非常に詳細にわたつてお話がありまして、私はごく簡単に、旧台湾銀行の当事者として考えておつたところを、申し上げてみたいと思ひます。

台湾銀行はどういう仕事をしておつたかといふことは、私から申し上げる必要はないと思ひます。台湾の開発のためにつくり、さらにそれは広く日本の方への経済提携のために活躍した銀行であります。この法案を見ました私は非常に落胆したのであります。実は事務当局におきましては、もう少し親切な案を御用意になつておつたやうでございしますが、ここに出てくる案を見ましたら、そういう御親切な案は私どもの聞き及んでおるだけでありまして、その案が消えてなくなつておるのであります。非常に残念に思ふのであります。それは事務当局の御意見といたしまして、第二会社として更生し得るものは、かなり簡単な方法をもつて更生しておるといふふうなお考えを持つておられたやうであります。しかしこの案にはそれが消えてなくなつておるのであります。実は私どももいたしましては、台湾銀行の三千の行員が、海外におきまして裸になつて内地へ帰つて来た。これらの人の就職に對しましては、私どもは最も關心を持つて微力ながら尽して来たはず

であります。しかし先ほど星野君も言われたように、ある会社においては第二会社として更生しておる。しかるにわれわれにおいてはその更生の道を断たれておる。このことは私も非常に残念の至りであります。しかも私どもの考え方といたしましては、現在の日本といたしまして、南方の諸地域の人々と経済的に手を握つてやるといふことは、刻下の急務であると思つたのであります。日本が立つて行く上においても、最も考えなければならぬ問題と申すのであります。聞きますれば、清算の事務も非常に進捗しまして、内地における台湾銀行の資産としても相当残るやうに考えております。それらのものに対して、できるだけ早く目録をつかまして、第二会社として出資せしめ、南方においてこれまで長い間経験した行員の人の人たの知識を利用し、あるいは人的の關係、南方諸地域の人々との間のつながりを利用して、新しい第二会社として出資せしめるならば、国家のために非常に有益な事業となるのではないかと、私は考へるのであります。これは私も銀行の最後の当事者として、責任を感じて考へている事柄でありまして、台湾銀行の株主の大多数におきましても、私も意見を開いたところによりまして、いずれも双手をあげて賛成してゐるところであります。この点について、私は事務当局の方々が、何ゆゑにせつかういふことを考へたのかになつたものを、お引つこめになつたか。この案を見ると、前のものをただおさなげにそのまま引継いだといふやうな感じがするのであります。非常に遺憾に感ずる次第であります。

なおこの機会におきまして、一言だけ皆様にお聞き願ひたいことは、これはこの問題と少し遠ざかるかもしれませんが、われわれ台湾銀行の終戦当時の当事者として、どういふふうな心構えでおつたかといふことを、御参考に申し上げておきたいと思つたのであります。

実は私も終戦になりました際に、台湾銀行をどういふ方向に育て上げるかといふことにつぎまして、私も非常に考へたのであります。実はその当時は今の国民政府があの小さい台湾に来ることは、私も想像していませんでした。台湾につきましては、皆御承知と思ひますが、五十年間日本がいろいろの意味において育成して来しました。ある意味から言ひますれば、現在の台湾人は中国人ではない、また日本人ではない特殊の性格を持つた人になつてゐると思つたのであります。しかし私どもは、日本が今まで育て上げて来たものを土台といたしまして、中国と日本との間の親善の芽ばえをここに起しておきたいと思ひました。私も台湾の経済の混乱といふことを極力避けたのであります。終戦の当時非常に困難な事情がありまして、いかかわらず、われわれは終戦後、できるだけつばな台湾銀行として存続させまして、台湾の経済状態を混乱に陥れないために、できるだけの努力をしたのであります。この点は私は台湾の人たちから、われわれが感謝の念をもつて迎えられるに十分なる価値があると、ひそかに思つてゐる次第であります。従つて台湾銀行の解決といたしましては、現在進められておる国民政府との間におきまして、かなり

有利な状況において、お互いの話し合いにおいて解決されるべき素地がつくられておつた、こういうふうには私は考えておるのであります。これは非常に余談になりましたけれども、この点をお耳に入れておきたいと思ふ次第であります。

なおこの法案の具体的問題につきまして申し上げたい点は、二点あります。一点は、先ほど星野君の申された点でありまして、この特殊清算人の選定にあたりまして、これは清算をうまくやるためには、やはり朝鮮銀行の清算人、あるいは台湾銀行の清算人、できるだけたくさんの人をそこに持つて来まして、よく事情を知つた人を、複数的に清算人に選出をするという点であります。それからできるだけ早い時期において、特殊清算から一般の清算へ移行する。この二点につきまして特に考慮していただきたいと思ひます。私のこの案に対する希望というのは、この二点に要約することができると思ひます。どうもありがとうございます。

○佐藤委員長 次は、旧台湾銀行マニラ支店支配人の田村宏君にお願いいたします。

○田村参考人 私は元台湾銀行マニラ支店支配人をしておりました田村宏であります。この法案につきましても問題は、前の参考人の方々が述べになりましたこと、ほぼ尽きておると思ひますので、私はそれに対してごく同感でございますので、もう少し具体的な問題を御参考までにお耳に入れたいと思ひます。それは私の勤めました旧台湾銀行の性格につきまして、上山前頭取から今申し上げたような事

情で、われわれの終生を捧げようと思ひましたところは南方地域でございます。三十人の行員は、ことごとく一生を捧げてそれに没頭しておりました。そこで日本の将来を考えてみました。やはり南方地域の経済的発展というところが、どうしても日本の国策として第一に考えなくてはならぬ時期に、せつかく南方のそういういろ／＼な縁故を持つておりますものが、その力を發揮することができないような形に、この法案がま／＼かたまって行くというところが、非常に私ども心外でございます。すし、私どもの個人的な感情を離れても、国家の利害から考えて非常な損な

ことじやないかというふうにも思ふものでございます。さつきのお話の通り、なるべく早く特殊清算という形を解除して、普通清算に移して、旧台湾銀行のものが働けるような態勢をとる方向に、お進み願ひたいと思ひます。この戦争の結果、日本の軍の各地におけるいろ／＼な行動のために、非常に評判が悪くなつておりますけれども、私が現に身をもつて体験いたしました関係から申し上げますれば、もし私どもが出かけて行きますと、たとえ中国とか、フィリピンとか、非常に悪いのであります。私も最後はフィリピンに勤務いたしまして、捕虜になつて帰つて来たのでございますが、私最初昭和十五年から二年ほど上海におりました。その後フィリピンに参りました。その時、上海と南京の間の地域でも、私が昭和十五年に上海に赴任いたしました。南京へ参ります途中、揚子江の沿岸に台湾銀行の出張所がございまして、その揚子江の沿岸をすつと歩いてみますと、戦争の結果町は焼けてお

りますけれども、一番先に復興していったものは、電燈がついておることです。つまり、それを調べますと、それはみな昔台湾銀行がその町々に金を貸し付けて、そして小さい電燈会社をつくつたものが残つておりました。それが基礎になつて、家は焼けてしまつたけれども、一番先に復興したのが電燈であるというふうな、やはり台湾銀行がやつた事業がそういうふうに残つておりました。それからフィリピンは昭和十七年に参りましたのですが、フィリピンの地方というものは、経済的に非常に荒廃してしまつて、それで復興資金がいりました。それが、フィリピンの銀行あるいは日本側の銀行も、これに對してほとんど貸すところがなかつたのでございます。そこで地方の小都市の商工會議所の会頭といつたような連中が、盛んに陳情して来たものでござい

ます。それから、私はそれはさうばんに合いませんけれども、地方復興を援助する意味で、二十箇所くらいの地方小都市に貸出しをしたのであります。その回収もさう悪くなつたのでござい

ますが、戦争がはげしくなつて、昭和二十年の初めに、私はマニラを逃げ出したのであります。私の逃げた行き先は一番最初のところが、パレティパスの裏手のパヨンボンという、人口三万くらいいなか町でありましたが、その町にも五万ペソくらいであつたと思ひます。金を貸したのであります。そこへ私が正金銀行の支配人、それから南方開発の支配人と一緒に逃げたのでございまして、その町に逃げ行つてみました。その町の連中は、正金銀行とか南方開発は知りませんが、しかし台湾銀行の支配人が来たとい

ので、戦塵忽忙の間に向うの有志が礼装を整えまして、私のところにあいさつに來たといふようなこともあるのであります。ですから、フィリピンなんか今対日感情は非常に悪うござい

話がつくのではないかとこの自信を持つておる次第でありまして、そういう関係が各地にございまして、すから、この法案も台湾銀行がなるべく早目に動けるようになるような事項が加わつておりましたならば、非常にいいだろうと思ひます。

私の希望だけを申し上げておきます。

○佐藤委員長 最後に旧朝鮮銀行理事の松沢秀治郎君に、御意見の發表をお願いいたします。

ます。しかるに、占領が済んでからこんな法律を出し、そうしていろ／＼これを強化する。これは何事であるか。私どもは大蔵省の役人をここに一緒に來てもらつて、あらためて皆さんの前で談判したいと考えておるくらいであります。御参考のために一言申し上げておきます。

○小山委員 朝鮮銀行の方にも台湾銀行の方にも二点だけ伺つておきたいことがあるのであります。第一は、一般の商法、民法の規定によつて清算にかりに移すという場合に、第二会社的なものをつくりたいという御希望であるのであります。その第二会社は一体いかなることをやろうと考へておられるのか。これはただ単に金を預かつてそれを運用するといふような意味なのか、あるいはその第二会社は、日本の経済復興に役立つような積極的な仕事をなさろうといふのか、この点はぜひ伺つておきたいのであります。

○星野参考人 ただいまの御質問にお答へ申し上げます。第一点の、もし第二会社が許されるような運びに至つた場合に、どのような仕事をやるかというお尋ねでございます。実はこれまでこういう閉鎖機關令というふうなものを解除してもらいたいといふことの方

に、非常に熱心になつておりまして、さて何をやるかという具体的ことは、今まで全株主の意向というものを徴したことはございません。ただ私どものぼやつとした考えでは、これは無理なことかと思ひますけれども、もしできましたら、商法の規定にも、解散した会社は、株主總會の總意があれば、なお解散を取消して元の營業を継続することができるといふ法律がございますから、できればその法律で、過去の経験もあることでもありまして、銀行が許されれば、一番われ／＼の手で覚えのある營業でもありまして、また國家のためにも一番貢獻ができるんじゃないかと思つております。これはただ私だけの考えでございます。

それから第二の、朝鮮において發行してつた銀行券の跡始末はどうするかというお尋ねでございます。これは人によつていろいろ考えがあるかと存じますが、問題になるのは、朝鮮銀行券を發行いたしました場合に、保証制度というものがございまして、その保証制度は、従来の朝鮮銀行法の規定では、朝鮮銀行の銀行券を發行する場合に、はつきり覚えておられませんが、發行額の三分の一以上だけは、地金銀または日本銀行の預け金で保証を立てなくてはならぬ。その余の部分に対しては、確実なる國債とか有価証券その他の商業手形等を保証にすればよろしいという規定であつたのでございまして、昭和十六年ごろであつたと思ひますが、その制度を一時停止する法律案が通りまして、朝鮮銀行、台湾銀行のおの法律が出來まして、その年々の發行額の最高額は大蔵大臣がこれを定めるということになつたのであります。

これは昭和十六年ごろの議會で通つた法律だと私は考へておりますが、その最高額はその年々大蔵大臣が決定いたしましたので、大蔵省から何か通牒が参つておりまして、その大蔵大臣が定めた發行額を發行する場合に、ちよつと今覚えておられませんが、その三分の一かは、やはり地金銀とか、あるいは日本銀行への預け金といふもので保証しなければならぬ。あと残りの部分は、確実なる有価証券あるいは商業手形でもつて保証すればよろしい。大蔵大臣が定むる額以外にまた發行する場合が起つた場合には、限外發行として大蔵大臣の特に認定を得て發行することができると。その場合には、年三分を下らざる限外發行額といふものを納めるといふ制度になつておつたのであります。

ところで保証の制度がある以上は、引揚げて行く場合に、朝鮮銀行の補償をして来なくもやならぬではないかという御疑問があるのかと存じます。私はこの点に關しましては、少くとも朝鮮の場合にはこう考へております。なるほど保証制度はございまして、けれども、これは何も發行した銀行券を、保証の物件でもつてこれを弁償するといふような意味のものではなくて、御承知の通り、何ら資産の裏づけのないのに、どん／＼銀行券を發行せしむるということ、一面通貨の信用を低下する問題でございまして、また一面においてはインフレを助長するおそれがあるというために、私はこの保証制度といふものができ上つたものであると考へます。それで朝鮮の場合にはどうかと申しますと、なるほど朝鮮では終戦當時は非常にインフレが盛んになりまして、終戦當時は八十

五、六億くらいは發行額がやなかつたかと思ひます。ところが一方われ／＼は、その証券を發行してありますけれども、發行券に見合うだけの貸付金とかなんとかいふ資産があるのでありますから、八十億の通貨を残して来たところで、朝鮮に対して決して何も実質上の損害を付けてはおらぬと私は考へております。従ひましてこれに対してから手に向うから何か補償せよと言つて参りまして、補償する必要はないと私は解釈しております。

○小山委員 先ほどの台湾銀行それから朝鮮銀行、両方とも申されまして、清算を旧役職員でやる費用がからない、またうま／＼行くとおつしやるけれども、これはどういふふうに行うか。その点を一つ伺つておきたい。

○星野参考人 ただいまの重ねての御質問にお答え申し上げます。長年の間の経営の任に當つておりました取締役、つまり事務執行の重役が清算に當れば、どういふわけで経費が節約され、あるいはまた迅速な清算ができるかというお尋ねのように拝聴いたしました。先ほど申上げたかと存じますが、第一に多年その銀行の業務に携わつて参りました重役その他の幹部職員といふものは、その銀行自体に非常な愛着心といふようなものがございまして、これはただ月給をもらつてその日の仕事をやる特殊清算人とは、非常な違いがあるかと私は考へます。これはお尋ねがありますから申しますけれども、今日まで整理委員の手によつて処分されました不動産の売却価格等につきましても、これはわれ／＼のひがみかもしれませんが、もしわれ

われがわれ／＼の手で清算をやつておりましたならば、あんなに安かつたかたて離さなかつただらうというやうな例もありまして、そういうことはあまり言わぬことにしますが、そういう例はたくさんありまして、また貸金の取立て、回収なんかいたしましたも、われわれが知つていけば、あんなものまでとらないでもよさうだといふやうなものがあつたのです。あれはあつたといきさつで貸した金で、あそこをうつついてもだめで、こつちに行つてとればすぐとれるといふ金があるのです。そんなのが一向わらないでやつてい

る。それからまた経費がかからないと申しましたけれども、それはお前がやつたらばそれだけの経費で済むかと云われれば、これはやつてみなければわかりませんが、少くとも先ほど申し上げましたように、四年半の間にあつた莫大な何十億の金、一年に十二億何がしかの金を使つて、まだ遅々として進まないといふやうなことは万あるまいと私は考へるものであります。大体朝鮮銀行の清算に當る人は、朝鮮銀行の店といふものは一体東を向いておつたのか、西を向いておつたのか、それがづ／＼であつたのか石づ／＼であつたのかかわからない。朝鮮人が金を借りて来る心理とか応待といふものを全然知らない人が、この清算をよくやれるとは思われないのです。それは悪口になるから申し上げませんが……

○小山委員 実はこれはまだ質疑が済んでいないのでよくわからぬのでありますが、今の話は、まだ取立てすべきものが相当残つてゐる、あるいは処分すべき不動産その他の財産が相当残つてゐるのである、従つて今後あなた

方旧役職員がおやりになれば、うま／＼行くといふやうな前提で聞いているのであります。そのやうに取立てすべき財産あるいは処分すべき不動産その他の資産といふものが、まだ台湾銀行なり朝鮮銀行なりには相当内地に残つておるのかどうか、その点はいかがですか。

○星野参考人 ただいまのお尋ねにお答え申し上げます。第一の、債権の回収残が相当あるのかどうかというお話でございますが、私も今まで追放になつておられます、元の朝鮮銀行の跡に出入りしてはいかぬ、清算など一切口を出してはいかぬといふことになつておりましたので、正確な数字は存じておらないのであります。ただ元職員であつた者が、どこから聞いて来るかわかりませんが、とき／＼あの債権はまだ残つてゐるやうなところ、あの不動産はわず／＼あんな金で売却されたやうなところ、あんなことを聞いて来て、そんなことを知つてゐること、並びに、今日までの債権の回収額が、四年半の間に一億程度であつたといふことを知つてゐる以外に、これから先の債権は、どんな内容のものがどれだけ残つてゐるかといふことは、私が清算人になつて内容を見なければ、ここで申すわけには行かないと存じます。ただわれ／＼の望みですところは、われ／＼が清算人になりますれば、内地の商法の規定によりまして、催告を早くやるとか、日本の法律によつて片づけるべきものは片づけて、どん／＼もつと早く整理を進行して参りたいと思ひます。それに対して異議のある者が相手方から裁判に訴えて来れば、それに應訴して、払うべ

きものは、どん／＼払って行き、払うべからざるものは、朝鮮人が言つて来ようが中国人が言つて来ようが、絶対にこれを拒絶するとういうようにすべきやうに行けると思ふのであります。ことに、先ほど上山君からもお話がありましたように、われ／＼は、できるならば一日も早く、失業してあります引揚げの旧職員を何かの事業に結びつけて、働く場所をつくつてやりたいという念に燃えておりますので、それを實現するために、われ／＼の手に清算の事務を移していただければ、早く進行できるのじやないかと考えております。

○小山委員 これは法律的な問題であります。清算人を選任しようとするれば株主總會を開かなければならない。これは日本の法律でそうなつておるのであります。朝鮮銀行にせよ、台湾銀行にせよ、日本の法律によつて瑕疵なく、つまりあとでその株主總會は無効だといふような問題が起らないような方法で、株主總會を開き得る状態にあるのかどうか。その点はどうか。

○星野参考人 お答え申し上げます。ただいまの点ですが、株主總會は、日本内地の商法の規定によつてこれを招集しますならば、あとから無効の訴えでくつがえるようなことのない株主總會を、必ず開ける自信が私にはございます。先ほど申し上げましたように、われ／＼が有利に朝鮮銀行の清算をするために、われ／＼に事務を委任してくれらるかといふような委任状をはがき一本やつただけで、相当の——二千何百人とかあるいは二十万株といふようなものがたちまち集まるのでありますから、終戦後大分時間もたしましたし、

株主の住所のわかつて来た者もたくさんあります。ただここで問題になりますのは、朝鮮人の三千何百かの株主なのであります。これらがもしかりに株主總會無効の訴えといふようなことをやつたといひますれば、先ほど申し上げましたように、朝鮮が外国になつた以上は、朝鮮人といふものは、朝鮮銀行の株主たる資格を法律上もう失格してしまつたのですし、株主ではないのですから、お前などはそんなことを訴えることはできないのだといふことが、言えるだらうと思ひます。ですからその点も、株主總會の開催については何ら懸念はないと存じております。

○小山委員 ただいまの問題は、台湾銀行も朝鮮殖産銀行も同じであります。か。

○石川参考人 同じです。

○上山参考人 今の御質問の第一点の第二会社の問題でございしますが、私も及び台湾に關係のあつた方々等で、南方經濟研究会といふようなものをつくつております。その仲間において研究した問題として、実は私も銀行に生活しておつたのですから、第二会社として銀行をやりたいという希望もあるものであります。必ずしもわれわれとしてはそれを固執しない。ただ日本の最も関心を持つてゐるのは南方の經濟の提携といふ点であります。だからできるならば、私は最近な言葉で申しておるのですが、われ／＼は南方への窓を小さくともあけるといふ点に、関心を持つておるのであります。たとえば南方貿易に対して保証をしてやるといふようなことをやりますれば、必ずや國のためになるのじや

ないか、こう考えております。

それから第二の銀行券の問題であります。これはあるいは台湾銀行だけの問題かとも思ひますけれども、昭和二十一年の十月に、中國側ではそのまゝ法定通貨として國民政府が指令を出しておるのであります。だからこの点から行きますと、法定通貨に指定されたときには債務の肩がわりができていたのじやないか。実は先ほどもちよつと余談でありましたが申し上げたように、われ／＼は台湾の經濟安定のためには非常に努力を払つたのであります。そのために國民政府の方としましては、台湾銀行をそつくりそのまま台湾銀行として新しく再出発した。われわれがこしらへた基礎をそのまま利用してやつておるのであります。向う側から台湾銀行に対して要求することよりか、われ／＼はそういう組織をつくり、そのまま向うさまへ差上げたことになるわけですから、かえつて向うから頂戴しなければならぬという議論も成り立つのではないと思ひます。それから何か……

○小山委員 それと株主總會を合法的に開けるかという……

○上山参考人 株主總會の問題は申し上げませんでした。株主の内容です。これは内地の人ばかりで、台湾の株主といふようなものは実は百二十三名で、五千九百七十株にすぎないので、それから徴々たるものであります。問題にならないと思ひます。

○小山委員 やはり台湾人は株主でないという御議論ですか。

○上山参考人 その当時は日本人です……

○夏堀委員 先ほどの御説明の朝鮮銀行の銀行券八十億圓は、ちよつと多いように考へるのであります。日本銀行に登録公債といふようなものが八十億圓程度あると聞いたことがあるので、あるいはそれ以上あるかもしれない。これはその銀行券を発行するときに預かつたものであります。あるいはこれには關係ないわけでありませうか、それをお伺いします。

○星野参考人 終戦当時日本銀行へ登録しておきました公債は約六十億ございします。そうして日本銀行へ登録しました、つまり日本銀行へ預けましたことは、預けた結果保証に利用はいたしましたけれども、もと／＼保証のため預けたわけではなく、預けておいたものを保証の方へ使いましたのですから、預けたときは、すなわち保証の必要が起つた都度預けたのかとおつしやると、そうではございません。内地で國債を買へと言われまして、買うたびに國債の現物を持つて来ないで、登録公債でそのまゝ日本銀行へ預けておいたのであります。

○夏堀委員 そういたしますと、朝鮮であつた方の負債關係は幾らもないといふことをおつしやいました。資産はどれくらいあります。か。

○星野参考人 朝鮮銀行内だけの資産ですか。

○夏堀委員 いわゆる在外資産です。

○星野参考人 ただいまの点にお答え申し上げます。終戦当時の朝鮮における資産は幾らあつたかといふお尋ねでございますが、ただいまその数字をこゝへ持つて来ておりませんから、あとから取調べまして書類にしてお届け申し上げたいと思ひます。御了承願ひます。

○宮崎委員 参考人の御意見は、私も相当共鳴する点があるわけでございますけれども、その結論は委員会独自の審議に移したいと思ひます。そこで今まで質問のありましたうちで、小山委員の質問の株主總會の適法招集がでるか。その議決は瑕疵が生じないかという法律論でございします。これは朝鮮銀行と台湾銀行、あるいは朝鮮殖産銀行等にお伺いするのであります。それ／＼の銀行の定款に株主の住所届出の規定があります。株主は住所を会社に登録するといふ義務を課せられておる定款になつておるかどう。か。

○星野参考人 お答えいたします。定款に住所を届け出るといふ規定がございします。

○宮崎委員 そういたしますと、参考人の述べられました株主總會の招集手續の問題は簡単だと思ふ。銀行なり会社としましては、その知れたる住所に通知することをもつて足りるわけでありませう。従ひまして、住所の登録のない朝鮮人や台湾人は、当然日本の法律によつて排除されるべきものであります。でありますから、今まで公述せられました参考人の御意見は、少しりくつが強過ぎると思ひます。日本の法律から参りますれば、これは住所登録の義務が課せられてゐる以上、現在銀行に残つております知れたる住所に通知すればいいのでありますから、感情を刺激するような御意見は撤回してもらつた方がよいと思ひます。

それからもう一つは、朝鮮の債權債務相殺といふような御観念でお話になりましたが、なるほど銀行券は発行しておると同時に、それにおおむね見合ふべき資金なり、あるいはその他の資

産を持つておつたら、これはやる必要がない。これは常識的にはわかるのでありますが、債権債務が同一人に帰属しておれば、日本の法律効果によつても、今度消滅するわけでありませんが、相殺は相手方が承諾しなければなりません。こういう事態にありますが、場合において、この債権債務の消滅を確認しない以前におきまして、現在清算中で持つておられますところの朝鮮銀行の資産というものは、処分してもよろしいものとお考えになつてゐるかどうか。この点がこの問題に重大な関係があるわけですが、同時に、台湾銀行の方はこれは邦貨に指定されておることも大体知つておられます。従ひまして、台湾銀行券というもののに対する觀念は、朝鮮銀行券とはまたたいへん違つておる。しかし台湾銀行につきましては、中国といふか、国民政府といふか、中共といふか、とにかく当時日本が正常なる外交關係にあるいは交戦状態にあつた時代におきまして、いわゆる中国といふ觀念の中に包括いたしました債権債務の關係になつて来るであらうと思ひます。この点につきまして、台湾銀行の方は台湾銀行の方、朝鮮銀行の方はあなたからお答えをいただきますかと思ひます。

○星野孝考人 お答えいたします。たいへんけつこうな御意見を伺わしていただいてありがとうございます。ただ株主の住所は本店に届け出るという規定がございまして、朝鮮の京城ではわれわれは各株主の住所を集めて持つておつたのです。ところが追われてこつちへ帰つて来るときは、そんな書類を持つて来れないものですから、現在株主名簿というものはございせん。そ

れで東京の店で棲み込んでゐる中心になつて、たれそれどこにおる、たれそれはどこにおるというような名簿を作成中のようなかつこうなのでございまして、本店に登録がないから絶対それはかまわれないのだというわけに行かない状態のものでございまして、事実株主總會を開く前には一応新聞公告でもいたしまして、株主はこういうやうなことになるから、至急住所の届出をしてもらいたいというやうな手続は、とらなくちやならないものと思つております。

それからその次のお尋ねの銀行券の問題であります。これは一概に朝鮮銀行券と申しますと、朝鮮連中だけに通用しておつた銀行券じやございませんで、南と北はまつ二つになりまして、南の方に流通しておつた朝鮮銀行券が幾らあつたかわからないので、それからまた関東州では、やはり私の方では朝鮮銀行は中央銀行として、朝鮮銀行券が正貨として流通しておりました。この関東州にもどれだけ流れ込んで、どれだけ終戦当時あつたかわからない。それからまた法律上は正貨じやないものでありますけれども、満州國人がその当時朝鮮の通貨が非常に信用がありまして、満州中央銀行券との間に百円について二円から四円くらいの打歩がついておりましたから、盛んに国境において密貿易が行われて、朝鮮銀行券がずいぶん満州國人の間にたんとす預金になつてしまつたおつたのであります。それからまた北支方面におきまして、北支の連合準備銀行券がインフレで非常に価値が下つたものですから、朝鮮銀行券が退蔵されました。これはちよつと余談にな

りますけれども、私が天津に出張で参つたことがあるのでありますが、その時分に、何か荒物屋みたいなところへ寄つて、マツチカタバコ何か買ったことがあつたのです。そうしましたら、私ちよつと連銀券がなくて、朝鮮銀行券しか持たなかつたので、おばあさんにこれでもいいかと言つたら、いいと言つて、朝鮮銀行券で売つてくれたのです。それで見ていましたら、こうしわを延ばして、丁寧に別の深いひきだしへ大事そうに入れたのです。それで私を案内してくれた天津支店の行員が、あれは朝鮮銀行券を非常にありがたがつて、あの通り下のひきだしの奥深くしまつてゐるでしよう。ああいうふうにしてしまふのだといつたやうなことも言つてゐるわけですが、そんなふうなわけで、満州、中国、関東州、蒙疆あたりまで非常に散らばつておりましたから、そこでまた今南朝鮮に対して幾らの補償をしていいかといふこともわからないことなんです。それで私は先ほどから幾度も申しましたように、われわれの本案を継いだ本案の相續人である朝鮮銀行の本体は、釜山にちやんとあるのです。それがわれわれがこつちへ来て、支店の整理をやる人間がその本案を元をさしおいて補償するといふやうなことは、しからねはしないかと思ひますが、僭越しごとくと思ひます。

○佐藤委員長 これにて休憩いたしましたと思ひますが、本問題は政府当局の出席を促した上で、午後の質疑を続行いたしますと思ひますので、参考人の皆さんには長時間たいへんお気の毒でございしますが、お残りをお願いいたします。

○佐藤委員長 この際連合審査会の件についてお諮りいたします。ただいま本委員会において審査中の国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案に關しまして、地方行政委員会から連合審査会を開いてほしい旨の申出がございましたが、本案につき地方行政委員会と連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

○内田(常)政府委員 終戦後連合国最高指令官の指令に基きまして、千以上の諸機關のうち数十の在外活動の会社、法人等が閉鎖機關に指定されました。趣旨は二つあると思ひます。一つは、これらの指定された機關は、たとへば国内的には戦時中の統制会社等として政府の戦争遂行に協力し、また日本の侵略政策に協力したというやうな点から、二度と再びこれらの機關が同じやうな活動を続けられないように閉鎖するといふ趣旨と、もう一つは特に在外活動閉鎖機關につきましては、日本が戦争に負けまして、ポツダム宣言その他によりまして、海外の領域その他の資産を失つてゐる。その際これらの在外の資産、負債等は平和条約後の処理にまかせなければならぬ、このやうな趣旨がありまして、一応現状のままストップして、わずかに国内にある資産と活動等を閉鎖する、このやうな趣旨で指定をいたしました次第でござい

○佐藤委員長 御異議ないやうでありますから、さよう決定いたします。なお連合審査会の日時等につきましては、委員長に御一任を願ひます。午後一時半まで休憩します。午後零時五十八分休憩。午後二時十二分開議。○佐藤委員長 休憩前に引続き會議を開きます。大蔵大臣が出席されましたので、午後はまず閉鎖機關令の一部を改正する法律案、国有財産特別措置法案及び国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件の三案を一括議題として、質疑を繼續いたします。

○宮澤委員 大蔵大臣の時間の御都合があるやうでありますし、懸案となつております財政金融全般についての質問を続けたいのであります。いろいろな都合で、ただいま議題として閉鎖機關令の一部を改正する法律案等がかつておるやうでありますから、その問題について二、三大蔵大臣に伺つてみたいと思ひます。これはもうすでにわれわれが十分納得しておかなければならない問題であ

は平和条約の効力の発生するやきでありますので、行き方によつてはなはだ行き過ぎになるかもしれません。占領政策からなされた場合には、さようなことは了承しなければなりません。けれども独立日本として考へてみて、この閉鎖機關を政府が清算しなければならぬという理由がどこにあるか。これは占領政策に縛られたということではなしに、日本人的の考へて、この閉鎖機關を政府がどうしても清算しなければならぬという理由がどこにあるか。

○内田(常)政府委員 平和条約も締結されました、それが近く発効するといふ段階におきましては、これらの閉鎖機關の清算を、他の事情がなければ政府が任命する特殊の清算人に清算させる必要はないと思ひます。それゆゑに今回閉鎖機關令の改正案におきましては、できずともはすべて閉鎖機關の指定を解除いたしまして、普通の商法または民法による清算の手續にまかせ、こゝういふ改正方を繰り込んでございします。ただ閉鎖機關につきましては、従来の法令上で解散したもののみならず、かつ役員等は一切解任されておりますから、通常の清算手續に移しますためには、そのつなぎとして従来の特殊清算人が株主總會を開いて、株主の選任する商法上の清算人の選任手續等のお世話をすることが、必要になつて参りますので、そのような規定を今回の改正法案に置いてございします。ただ先ほどもお話のございました在外活動の閉鎖機關につきましては、これは国内に本店があつて、外地に支店があるという完全な日本人であるのは少うございまして、むしろ外地ま

たは外国に本店があつて、日本にも店舗なり財産がある、こゝういふものが多うございしますために、これらにつきましては別に今回の改正法案には色はつけてございせんが、政府がただちに閉鎖機關の指定を解除いたしまして、通常の商法上の清算人に移そうといひたしまして、外地法人等につきましては、これは当然には商法等の適用を受けませんので、そのようなことが法律的にできないといふことが一つと、もう一つ、実質的にはこれらの在外活動閉鎖機關は、先ほども触れましたやうに、平和条約における日本の在外資産、負債の処理とも関連いたします。今ただちに民間の清算人をして、自由にこれらの財産を処分せしめるということとは、この在外資産の処理の問題、特に朝鮮、台湾等につきましては、御承知のやうに平和条約第四條に規定がございまして、両國間の特別のとりきめをまゝして在外資産の処理が定められますから、それと趣旨を合せて、これらの在外活動閉鎖機關の資産は処理しなければならぬ。こゝういふ關係がありますから、これらにつきましては、いまだしばらく特殊清算人の清算手續を続けるほかにと考へます。

○宮崎委員 本日は当委員会においてたゞいまお話のありました在外活動閉鎖機關のうち、朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行等の旧役員の方に参考意見を承つたわけでありまして、それらの意見も全部が全部ごもつともとは思ひません。けれども相当傾聴すべき要素を含んでおつた。この在外活動をいたした、たゞいま特殊法人といわれておりますが、これらのものを一般の閉鎖機關令の指定を解除する中に組み入れ

まして不都合な部分は、たゞいまの局長の説明によりますと、残りの清算手續が国内法と合わないといふことが、一つの有力な理由であります。これがために前提が一般に指定を解除する他の閉鎖機關と同様に、鮮銀なり台銀なり拓殖銀行なりをはずしてよろしいといふも議論があつたといふ事なら、これに伴ひますところの清算手續といふものを国内法に合うやうに、これに準拠いたしました特別な法律を配する御用意があるかどうか。この点をひとつ伺ひたい。

○内田(常)政府委員 法制的にはかなり複雑な手續を要します。たとへば外地に本店のある銀行が閉鎖機關の指定を解除されたときには、このものは内地に本店があつて、日本の商法等によつてつくられた会社とみなすといふやうな考え方を組み入れて、かなり法律上の擬制等を用ひまして、相当複雑な手續を要しますけれども、法制的には可能でございします。むしろこの際、実質上外交上の關係から、いいてそのやうなむづかしい法律手續までもとるべき段階ではない、こゝういふやうに考へております。

○宮崎委員 そういふむづかしい法律手續までもとるべき現段階でないといふこと、これはなか／＼意味慎重であります。従つて必ずしも悪い意味にのみ解釈するわけではありませんが、こゝういふ複雑な手續をかりにとつても、これが日本経済の正常化といひますか、あるいはかつての活動を回復し、あるいはその蓄積された資金等を他に転用、活用することによりまして、日本経済の自立に有効になるという場合におきましては、これは複雑なる法律手續などに藉口して、立法を回避すべきではないと思ひます。これは御意見を聞く方が無理かもしれませんが、私もさういふ意見を持つておるのであります。しかもわれ／＼が閉鎖機關令等を通読いたしてみたり、あるいは日本の参考人の参考意見等を拝承いたしました、株主の關係なんかにおきまして、もきわめて単純でありまして、しかして現在の国内法をもつてこれを清算して行くことに、特殊の困難はきわめて少ないと思ひます。ただ御指摘の平和条約第四條の規定の配慮があることで、これはごもつともなことであります。しかしながらかりに日韓の間にどういふ協定ができたかといひましたとしても、どういふ条約ができたかといひましたとしても、それは在外資産、在外負債等の問題を考慮いたします通念で申しますと、賠償關係からいいますれば、平和条約第十四條の域を脱することはないと、私は確信いたしております。従ひまして、國際信義の上から、一時保管しておつて、いつでも請求があればこれは払うのだといふ氣持は、國際信義の上からいいますとまことによろしいのであります。平和条約第十四條の精神を敷衍いたして考えました場合には、これは無用な努力だと思ひます。むしろこれはやるぞと言つてから、賠償の義務として条約にあつても、附屬議定書などにおきましては、この義務は平和条約第十四條にかかると金銭賠償、役務賠償、しかも日本の生活水準を維持し得るところの最低経済力を保有し得る限度においてはといふことは、厳然として存在している事実であります。従ひましてかやうなものを蓄積いたし

まして、しかしていつ請求があつても払う用意があるといふ道義的な点に、私は一応の関心を持ちますけれども、他に國際条約といふもので一応お手本が示されておる現段階において、また日本の経済力といふものを勘案いたしてみますと、これは無用の配慮のやうに思ひますのであります。大蔵當局はどう考へておられますか。

○内田(常)政府委員 平和条約第四條の解釈と第十四條の解釈、あるいは両條の相違、あるいは第四條によつてきますが、両當事國間のとりきめといふものが、どのような形になるかといふ議論に、たゞいま入ることは適當でありませんので、その点は差控へざるを得ないと思ひます。ただ御説のそれだけ内地に残つております機關につきましては、これは國民経済全体のために運用するといふ趣旨は、私どもも同じ氣持を持つておりますので、御承知のやうにこれらの閉鎖機關の残余財産等で、従来日本銀行に封鎖的に預託のやうな形になつておりましたものを、この機会に一部民間金融機關等に預けがえ等の方法によりまして、これらを國民経済に活用するといふことを実行いたしたいと思ひます。

○宮崎委員 適切な行政措置によつて滞留資金を運用せられることは、これは大蔵省の所管事務といたしまして私は当然な措置だと思ひます。むしろこれはおそきに失しておるといううらみさへ申すべし。しかしながら占領下にありますことではありますから、かやうな点は強く追究するものではありせん。

そこで細目にわたりまして、これこそ事務當局にお伺ひすべき問題であります。

すが、閉鎖機關整理委員会の清算費用というものは、われ／＼は適當の機会に国会で開いたことがあります、そのときに大体想定せられました費用と、實際本日参考人の陳述によりまして伺いましたところの清算費との間には非常な開きがある。月平均に大体一億七千万程度、こういうものに一億というものが使われている。過去において五十七億という累積された清算費、一体こんなものがあるのかいらないのか、はなはだわれ／＼は釈然としないのでありますが、これらについて清算費の内容をひとつお示しを願いたい。もし本日に合わないようでしたら、資料をもちまして明細に御提出を願いたい。

○内田(常)政府委員 御承知のように閉鎖機關の清算に要する経費等につきましては、従来政府機關予算といいたしまして、予算に計上して国会の御承認を得ております。なお、昨年の十二月三十一日まで閉鎖機關が発足してから三年か四年の間、その清算費用の比率は、閉鎖機關の残余財産の換算額に対して三・七％ということでございます。絶対金額にすると相當な金額になると思いますが、大体の建前が数百あるいは千以上の閉鎖機關を集めまして集合清算をやっておりますために、個々の機關が清算費を持ち、また必要な職員等を持たないことにおきまして、決してむだな費用が多額に出ておるようなことはまずないのではないか。むしろ集合清算のために清算費用を節約せられて、将来指定が解除された場合等におきまして、従来の株主に不當の損害を与えておつたとい

う事態はないのではないかと私は考えます。

○宮橋委員 これは事務局当局としては當然な御答弁であり、また国会側としても政府機關としての予算を承認し、決算の裏を見ているのでありまして、あえてこれは申すべきことではなからうかと思ひますが、しかしただいまの局長の答弁のみで、私どもは実は了承できないのであります。まづ清算をしたらから、その清算費のありかたが少くなつたというところは、實際の数字がもし五十七億などというようなものがありましてならば、これを事業活動の生産費用というものに比べてみまうと、実に厖大なものである。しかもなお伺ひたいのは、限定して朝鮮銀行だけで、財産の処分が、債権の取立て、財産の処分の実績等をひとつ振り返つて見る必要がある。将来におきまして債権の取立て可能見込額、不能額、こういうようなものにつきまして資料をお持ちになつたら、御説明をいただきたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 たいへんごまかいお尋ねでありますけれども、またまた一覽表がございまして、それについて簡単な数字だけ申し上げますと、朝鮮銀行は閉鎖機關に指定されました当時におきましては、帳簿価額で六十二億六千九百八十七千円という資産を持つておりましたが、その後換価をいたしました分がございまして、その換価した財産の帳簿価額が五億四千三百八十八千円、その換価額が實際に現金になりましたのが、五億六千五百九十五万円と相なつておりました、大部分が換価の必要のない現金、公債等でありましたために、換価した部分が少なくなつております。それから国内において支払うべき債務は、閉鎖機關に指定されました当時三億七千七百円、それが現在では負債は大部分支払われまして、すなわち三億六千九百九十五万五千円、支払いを要すべき金額は、今日では千五百五十一万一千円、言いかえますれば、国内においての債務は大部分処理できまして、もはや国内に現金、有価証券等を残すまゝの形になつておる、かように申し上げることができると思ひます。

○宮橋委員 局長さんはごまかい質問だとおつしやつたが、ごまかい質問をしなければならぬような法律が出ておるといふことを、まづ反省していただきたいと思ひます。あるいはこれは管財局の御意思ではないかもしれないが、いろいろの事情に押されてきた法律で、これはまづたく納得の行かない法律だと思ふ。従つて納得の行くまじでごまかいことを聞かなければならぬ事情にあるといふことを、ひとつ御了解いただきたいと思ふのであります。

○堀口説明員 個々の資産につきましますのこまかい帳簿価額及び換価額につきましては、ここにちよつと資料があらまきせんので、あとで御提出いたします。

○堀口説明員 個々の資産につきましますのこまかい帳簿価額及び換価額につきましては、ここにちよつと資料があらまきせんので、あとで御提出いたします。

○宮橋委員 それならばそれでつこうであります、五億七千の中に入つておるとすると、現金回収額というものはきわめて少い。またさらに、仄聞いたしました数字でありますから、もちろん確かなことではありません。間違ひがあれば間違ひがあるとおつしやつていただけてつこうであります、最終当時、朝鮮銀行は銀行券発行の見合ひという意味であります、あるいは保証に積んだということになるかも知れませんが、いずれにしても日本銀行の預金が肩がわつた意味の登録公債が、大体六十億くらいあつたのですが、そういうものがございまして、その後の措置はどうなつておりますか。

○堀口説明員 お答えいたしますが、閉鎖當時の登録國債につきましましては、そのまゝ日本銀行の方に保管されております。

○宮橋委員 六十億はただいま資産として持つてゐるというわけでございませぬ。登録のまゝになつておりますね。

○堀口説明員 お答えいたします。そのまま換価せずに持つてゐるわけでありませぬ。

○宮橋委員 それはそれで明らかになりました。それから、これもさつき局長の答えられた、なか／＼今言にくいという問題に入るのかもしれないので、言いくれば別な機会に伺つてもつて

こうであります、前の副總裁の参考意見に、株主名簿はないが、朝鮮人は三千二、三百株しかないといふことあります。しかし朝鮮總督府以下朝鮮のいろいろの機關が、株を持つてゐるという現実は知つてゐるわけでありませぬ、この持株は現在日本政府に属するものであるか。韓国政府に属するものであるか。この点につきまして、これはむづかしいことではあります、もしここで言わない方がよいというお考えならば、いいてはいいいと思ひます。

○内田(常)政府委員 御承知のように朝鮮總督府の持株が一万株あると思ひます。しかし何れも申し上げたのであります、日韓交渉等の關係が非常に微妙になつておりました、ただいまの段階では日本の立場等からも申し上げるべき段階でございせんので、申し上げないようになつております。

○宮橋委員 さらにもう一点、ごまかい問題であります、朝鮮銀行と限定してもつこうであります、現在旧朝鮮銀行の株主を招集して——これは公式の株主總會とは言えないかも知れませぬけれども、そういう株主に残つた財産を配分することが可能であるかどうか。絶対に不可能であるならばその理由はどうか。これをひとつ御説明願ひたい。

○内田(常)政府委員 法律的には、日本における株主だけが集まつて、朝鮮銀行の日本にある残余財産を分配するといふことは、不可能ではないかと思ひます。現になおかつ閉鎖機關として指定せられておまして、今回の改正法にはそのことを改正いたしております

んから、残余財産を、在外活動閉鎖機関の場合には株主に分配しない、しばらく大蔵大臣が管理しておるといふ形のままになつておきますので、この際是不可能であります。

○宮澤委員 やはりそこにこの法律を審議して行く場合に重大な問題がある。今は閉鎖機関と指定されているから、分配は不可能であるという御説明ですが、われ／＼の頭は、他の条件に不利益やあるいは不可能な事実がないとすれば、閉鎖機関の指定を解除すべきだという論議に立つてお伺いしているものであります。しかしこれはまことに言いにくい問題であることは私も想像いたします。われ／＼はそういうふうな意味において、政府当局に迫るべきではありせんので、これはこの程度にいたします。しかしあくまでも御了解を得ておきたいのは、他に不利益や不可能な事実がないとするならば、これらはもと／＼戦争に協力したので、将来かような機関ができないようにという占領政策のねらいではありますけれども、ほんとうの基本的活動を考えますならば、朝鮮銀行にしろ、殖産銀行にしろ台湾銀行にしろ、それ／＼の地域におけるところの平和的な正常な経済活動を助成して行く、日本の躍進する一つの方策を援助したにすぎません。またこれに主導権を与えて、政府が指導育成して来たというものが正しいかもしれません。さういふ大乗的な觀念から見ますと、当然これは一般の閉鎖機関と同様に指定を解除すべきものだ、こういうことを強く信じて、この法律案をながめておる。従つて今のようなお答えにくいことと想像しながらも、これをひとつ明らかにしても

らいたい、かような觀念になるのであります。しかしながら本日は大臣の御都合もあるようでありまして、なお本委員会は、本問題に申し上げますことは小山理事を主査といたしまして、内部協議をまとめております。今は小山委員がちよつと都合で欠席しておりますので、最後まで私質問いたしません。しかし今後関連いたしまして、なおこの質問を継続したいと思ひますが、他の委員に発言がないと思ひましたならば、本日は私の質問はこの程度にいたしておきたいと思ひます。

○吉米地(英)委員 きわめて愚問のような、しかも簡単なことであります。が、一点明らかにしておきたいと思うのです。朝鮮銀行が閉鎖機関になつた、台湾銀行が閉鎖機関になつたと簡単にこう申しておりますが、その閉鎖機関の指定は、日本の領土内においてのみであるか、もしくは朝鮮まで閉鎖されておるのであるか、台湾において閉鎖されておるのであるか、こういうことを一つお伺いしたいのであります。

○内田(常)政府委員 日本にある財産だけにつきまして、いわば財団的な意味におきましてこれを閉鎖機関といたしております。

○吉米地(英)委員 これが重大な点であります。閉鎖されたのは日本の国内にあるものだけである。台湾銀行は国民政府がそのまま受継いでそこで営業をやつておる。閉鎖されておらない。朝鮮においても朝鮮の中央金融機関としてこれが閉鎖されずに動いておる。しかもそのいづれにおいても相当の資産を持ち、営業権を継承しておる。こういう場合に、それらと関連して、日本の閉鎖機関をどこまでも閉鎖して行

かなければならないという理由は、ちよつとわれ／＼には理解できないのであります。が、この点御説明を願ひます。

○内田(常)政府委員 台湾銀行、朝鮮銀行の場合にはな／＼むずかしい問題であると思ひます。台湾、朝鮮ともそれぞれ割譲地域であります。割譲地から見るとそれ／＼中央銀行的な役割を現に持つておるのであります。従つてこれらの機関を、今後両当事国間の財産権あるいは請求権の処理の交渉の際に、いかに觀念して行くかということが実は一番重大な問題であります。その辺が現在までい／＼なむずかしい交渉あるいは暗礁に突つておりました。この機会に明らかにできないことを遺憾に思ひます。ただ国内のこれらの三行を閉鎖機関として指定してありますのは、決して従来のそれらの機関に対する日本の株主の経済的利益を侵害するという趣旨はないのであります。今後とも同じ考え方で私どもは進んで行くつもりであります。

○吉米地(英)委員 御説明は一応了解できるのであります。が、その考えを發展させて行きますと、これは中共にも及びまた南方にも及んで行くという危険性を含んだものを躊躇しておることと賢明であるか。閉鎖ということとは国内に限られた問題であるがゆゑに、国内の問題は国内で解決してしまつて、国際問題は国際問題として別個に扱つて行く。この方が私は日本の今後の行き方としてはむしろ明確であり、危険性も含まない問題になると思ひますが、この点いかがでしよう。

○内田(常)政府委員 その点は、平和

条約第四条によりまする両当事国間のとりきめがどうなるかということ、実は深い関連があるものと考えます。先ほども申しましたように、決して政府がこれらの閉鎖機関の国内に残つている資産を取上げてしまふという趣旨ではないのであります。この両国間のとりきめの形がつくまで、しばらくこれを管理的に運営して参るといふことが、い／＼な関係で適切であり、しかもこの関係は今後そう長い時間をとるまいと考えますので、いましばらくは今日のようなまゝの形をとらねばならぬまいと考えます。

○吉米地(英)委員 この法律の修正案の理由書で明らかであることを、今理財局長からお話があつたのであります。が、ほんの短かい期間というふうな説ですが、その短かい期間は大体どのくらいのお見通しでありますか。それを伺ひたい。

○内田(常)政府委員 私は実は理財局長でございまして、理財局長ではないのでありますけれども、平和条約の発効が二十八日と聞いております。従つて、その第四条のとりきめ、あるいは平和条約第十四条に基づく在外資産の処理等も、公式には条約発効後のことになるとのであります。ただ発効前に朝鮮その他との間に打合せがございます。これは手備的なものでありますから、発効後なるべくすみやかな期間に、このような関係は処理したいと思ひますが、何箇月というふうなことは、これは理財局長がお見えになつても、にわかには申し上げられないと思ひます。

○吉米地(英)委員 この問題と深い関連を持つていふと考えるのであります

が、軍票等につきましては、これは賠償問題ではないと思ひます。が、どういふ状態になつておりますか。一応御説明を願ひます。

○池田國務大臣 軍票と申しましても地域別にい／＼なものがございまして、私は、一々どういふようにするといふ考えを持つておりません。

○吉米地(英)委員 どうするかという考えを持つておられないということでありまして、そのどうするかという考えを持つていないといふところにも段階があるので、これは非常にこまかい段階がありまして、今言うことができないとおつしやるのならば、それでおかるとございしますけれども、一体これは日本が支払うべきものかどうかといふことは、おの／＼の国との折衝によつてきまるのだらうと思ひます。そしてその金額等も、どのくらいあるかほとんど検討がつかないと思ひます。が、その今の大蔵大臣のお言葉をもう少し明確に承りたい。

○池田國務大臣 委員長、速記をとめてください。

○佐藤委員長 速記ストップ。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めて。
○夏堀委員 過般来、閉鎖機関令の一部を改正する法律案につきまして、政府委員からの御答弁にあずかつておりますが、まだはつきりいたしませんので、きようは大蔵大臣から直接それに関連した事項について、お伺ひしたい、こう存じておる次第であります。もうすでに重要な面については、同僚宮崎君よりも御質問になり、そしてそれに対しての御答弁は、重要な問題でありますので、あまり明確な御答弁は

避けたい、こういうようなことを伺つておりますので、重ねてここにお伺いすることでもどうかと思ひます。やや重複した点もありますけれども、速記をとめてお伺いすることはよろしゅうございませうか。もし御答弁のうち、速記をとめて御答弁願える事項がありましたならば、速記をとめて願ひます。朝鮮、台湾、これはもちろん連合国ではないと存じますが、それはその通り解釈してよろしゅうございませうか。

○池田田務大臣 朝鮮は連合国ではございせん。従ひまして、一般の連合国との平和条約で当然に適用にならぬ場合がございしますので、いろんな規定を設けておるのであります。

○夏堀委員 閉鎖機関令の一部を改正する法律案に關連したる／＼な事項をお伺いするのでありますが、その点は御了承願ひたいと思ひます。

朝鮮の資産は、前回の委員会において政府委員は、現地において米軍により接収され、その後いわゆる米韓協定によつて朝鮮に帰属し、朝鮮は最終的に取得と解していると伺つたのですけれども、そうではありませんか。私は、そうではなく、これは没収されたのではないのだから、いわゆる所有権は日本にあつて、そして一時軍事上渡すという関係で向うが預かりしているのだ、そう解釈すべきではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○池田田務大臣 速記をとめていただきますしう。

○佐藤委員長 速記をとめて。

○佐藤委員長 速記を始めて。

○夏堀委員 「閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の營業所に係る債権及び債務で命令で定めるものは、これを本邦内に在る財産とみなす。」このういふことになつております。そこでこの法律案の趣旨は、この間何かブラジルの例をとつておりましたが、ブラジル一国にこれを適用する意味でありませうか、あるいはその他の国にもこれを適用せんとするものであるかということをお聞きしたい。

○堀口説明員 お答えいたします。第二条の改正の点であります。現在問題になつておりますのは、こちらでもらせる財産といたしましては、特に連合国關係でブラジル、それからもう一つ現在明確になつておりますのは、國際決済銀行のスイス・フランというところがありませう。それからもう一つ、国内店舗の資産負債の範圍内に取入れて参りましたのは、支払う方の問題も実はあるわけでありませう。先ほど来い／＼説明がありませう。先ほど来い／＼外交交渉その他の結果、日本が支払わなくてはならない債務が出て来るかも知れない。その債務の種類といひますのは、現在までの閉鎖機関令で行きまします。国内店舗の債務に限定されておるわけでありませう。しかしその交渉の結果等に基きまして、現在その範圍内にはない支払いをする必要が生じた場合には、現在の法律では払えませんで、一応そういうものが將來出て来た場合には、政令で規定して支払うことができるように、本邦店舗の資産負債のうちへ取込んでおるわけでありませう。

○夏堀委員 これは朝鮮と台湾は例外

でありませうか。

○堀口説明員 朝鮮、台湾につきましても、その折衝の結果起つた問題の処理につきましまして、同一に適用されるものであります。

○夏堀委員 午前中に参考人からいろいろお伺ひしたのですが、私もこの前政府に対する質問の中に、第二会社を設けると考へておつたが、今第二会社をはずしたというところは、一体どういうことか、こういうことをお伺ひしたいのであります。また参考人の御意見も、第二会社はどうしてもやりたいというふうないろいろ／＼な質疑応答があつたやうであります。第二会社をもし設けるとすれば、法律によらなければならぬのか。私はそれに対して、法律によらなくとも、株主總會あるいは清算人の總意によつてできるのではないかと、こう申し上げましたが、それは法律を要するといふ御答弁でありませう。これはやつぱり法律によらなければできないものでありませうか。

○内田(常)政府委員 法律によらなければできないことだと思ひます。

○夏堀委員 法律によらなければできない、政府が考へておるのですから、これはやむを得ないと思ひます。が、法律によらなければできないといふ根拠はどこにありますか。

○内田(常)政府委員 たとえば朝鮮銀行を例にとりまして、朝鮮銀行法という法律がありまして、朝鮮銀行本店を京城に置いて、事業活動の範圍がきめられておりますので、財産は御承知のように今日国内に六十億残つておりますから、株主總會を開いて、その財産を朝鮮銀行法で定められた他の用途に使用しようとする場合には、これは朝鮮

銀行としてやる限りにおいては、朝鮮銀行法の範圍外になりますから、どうしてもこの財産を利用して、たとえば貿易事業をやるとか、生産事業をやるためには、朝鮮銀行のかく／＼の財産を使つて、かく／＼の新しい目的で法人格を形成する、こういう法律があることになりませう。

○夏堀委員 その点はわかりました。そこで午前中に参考からお伺ひいたしましたいわゆる国内資産、登録公債と申しますが、終戦直後たしか百六十億円と聞きましたが、ただいまは六十億円という数字をお示しになつたのであります。これはどちらがほんとうでありますか。

○堀口説明員 お答えいたします。百六十億円という数字は、どこからお聞きになつたのですか。その数字は間違つておると思ひます。

○夏堀委員 六十億円といわれるが、それはその他の財産もありませう。閉鎖機関の現在持つておる資産、これは大体二百億円、こういう説明をこの間お伺ひしたのであります。二百億円は閉鎖機関で、いわゆる命令によつて指定されたその当時の帳簿価額であると思ひますが、この点いかがでありますか。

○堀口説明員 閉鎖当時の帳簿価額は、約九百億程度であつたと思ひます。ラウンド・ナンバーで約九百億円であります。それを現在まで換出した額が約一千億程度の總額になつております。従ひまして現在二百億程度とこの前申し上げたかと思ひますが、それは要するに債権の徴収をやつて、債務の支払いをやる、あるいは財産の売却をやつて債務の支払いをやる。その

間にたまつております余裕金、それからさつき問題になりましたような朝鮮銀行、台湾銀行等の当時持つておられました國債というふうなもの、現在そういう形で残つてゐるものが約二百億といふことでありませう。

○夏堀委員 午前の参考人の御意見として、すみやかに閉鎖機関を解除してもらいたいといふことは、なるほどお伺ひしてみれば、私どもも同情すべき点はあると思ひます。講和条約発効によつて、これまでの廣範圍にわたつてのいわゆるページの解除、あるいは犯罪者の面においても大幅に特赦される、こういうふうな事態にあるのに、ただこの閉鎖機関だけは厳然として、何か非常な重罪でも犯したように、ぎつしりと縛つておくといふこともどうかと思ひますが、この間の御説明によりますと、何か四段階にわけて、また整理人を大蔵大臣が指名してやるのだ、こういうふうなことであります。五十七億円の膨大な費用を費して、そしてどの程度の整理がされたかといへば、先ほどお伺ひいたしました、たとえば朝鮮銀行の一億四千萬の貸付の取立てとか、あるいはある一部の財産の処分とかいふような程度だと伺つております。そうしたような事務の整理に伴うそれとしては、あまりにも多くの経費を要する。こういうことはこの間もお伺ひした通りであります。すみやかにこの閉鎖機関を解除して、これを軌道に乗せることがよろしいじやないかと考へるのであります。一体どの点までそれは整理すれば解除されるのか。その点はどう考へになりますか。

○内田(常)政府委員 今回提出せられ

ました政令の改正法案の第一の目的は、先ほど来も御説明申し上げましたように、講和条約も発効するまでの段階になつたのでありますから、できるだけ従来の閉鎖機関の指定を解除して、自由な商法上の清算に移すということのために、法律案が提出されておるのであります。ただたび／＼御質問がございますように、さような場合に於いても、在外活動の閉鎖機関だけに於いては、講和条約の発効後、第四条の規定で、相手国政府とのとりきめができるまでは解除ができない、こういうことは同時に申し上げました。従つてすでに三月三十一日限り、従来の閉鎖機関整理委員会というものを、大蔵大臣の命令で解散いたしました。そのあとは閉鎖機関は四つにわけまして、それに一名ずつの清算人を置きまして、清算の形を簡素にし、できるだけ清算費用も節約するような形をとつております。すでに四人の清算人を大蔵大臣から指名されておりますけれども、これはいづれも従来の閉鎖機関整理委員会の委員をやつておられた、七人の方から出ておるのであります。これらの方々は清算事務を引継ぐと同時に、ただちに個々の閉鎖機関につきまして、指定を解除していかどうかを検討いたしまして、解除した方がいいものは、この法律の通り次第に解除して、普通の清算に移そう、かように考えております。それから従来何十億の清算費用を要しましたが、今日まで閉鎖機関整理委員会が、何百人かの人を使いまして清算を進めました結果、当初千八百八つあつた閉鎖機関が、今日現在では二百七十くらいに減つております。従つて八百近い閉鎖機関は、完全に清算を済ませまして、あと残りの二百の閉鎖機関につきましては、できませんこととならば今年中、あるいは今年の半ばごろまでは、可能なものは指定を解除して普通の清算に移す、こういうつもりであります。

○夏堀委員 今折衝中であります朝鮮、台湾等については、平和条約が発効後において、いつまでもかかつてはこれほどかと思ひます。すみやかに御解決になるようなことをするでありまして、参考人の方々としては第二会社をつくりたい、そして営業は一体どういう方法をとるか、それに対してはやはり銀行のような仕事を営みたい、こういう御意見があつたように聞いております。朝鮮銀行、台湾銀行は、その使命はすでに失つたのでありますから、単なる金融機関ということの意味であるかと思ひます。今長期信用銀行法案が審議されておりますが、これは私の希望でありませうけれども、これは私の理が進んで、できるだけ国策に沿うような線に、こうしたような資金を充たすようにすることが望ましい。このようなくとも考えられる次第であります。今からそうしたようなことを注文づけることも、これは時期が早いだろうと思ひますが、ただ先ほどお伺ひした法律は、今国会中ではめんどろだ、いづれ次の国会にというお話もありましたので、そのうちにはすべての解決ができるであらう。そういう時期になりましてならば、あえて長期信用銀行といふことに限定するわけではありませうけれども、今最もこの金融面において機能が停頓しておるような状態になつておりますので、すみやかにそうした

たような有益な事業面に投資させる態勢を、御考慮になつておるのかどうか。あるいはまた株主全部にこれを配分するといふようなお考えでもあるのかどうか。もしおさしつかえない範囲において御答弁願へば、けっこうだと存じます。

○池田國務大臣 閉鎖機関の方で、今たまつております金は百億程度あると思ひます。これは今食糧証券に投資しておるのであります。食糧証券を日本銀行に持たすか、あるいは資金運用部が持つて、その食糧証券を売つた金を銀行に預け、そして預金として持つておくか、あるいは今まで通りに食糧証券の方に投資しておくか、これは清算人のお考えになることだと思ひますが、この金は行く／＼は、今の閉鎖機関の方の清算が済んでしまへば、分配されるべきものであります。ただ朝鮮銀行その他につきましては、今までのいろいろ議論のあつたような点がございまして、この金をどうしようかといふことについては、私も考慮をめぐらしましたが、こういうふうな金を長期の投資に使うことがいいか悪いかわかりませんが、問題があるのであります。やはり長期の資金に活用するのはい、原則として資金運用部を活用するのがいい。資金運用部が持つたり、あるいは日本銀行が持つべきいわゆる食糧証券を、閉鎖機関に持つてもらつておるのであります。間接的にはその金は相当有効に使われておる、こういうことに相なるのであります。今後の問題といたしましては、先ほど来申し上げましたように、預金にするかあるいは食糧証券で行つたらいいか、研究を要する問題でございますが、やはり清算に移る

べき過程の状態でありまして、今すぐこれをどうこうするといふことは、よほど研究を要する問題だと思ひます。

○夏堀委員 ただいまの御答弁のように、現在の立場において、食糧証券その他に利用しておるという程度で、またことに消極的な利用の方法であると思ひます。私の申し上げたことは、今ただちにとは申し上げられないけれども、最も積極的な、最も能率的に、こういうことで活用することがどうか、これも考えて申し上げたのであります。これをどうやらにまわすかといふことは、清算人及び株主の総意によつて決定することであるか。清算人は大蔵大臣の指名によつて生れたのであるから、大蔵大臣の御意向によつて決定するものであるか。その指導力はどちらにあるのですか。

○池田國務大臣 指導力は、清算人がきめるべき問題でございます。大蔵大臣は監督の立場にございまして、実は二、三週間前の新聞に出ておつたと思ひますが、この閉鎖機関のためにおります百億円を、指定預金にしようかといふことも考えてみたのであります。ところが、先ほど申し上げましたように、政府の金を指定預金にしますと数十行、相互銀行を入れますと百数十行、信用金庫を入れますと二百近くになる、こういう問題があるので、閉鎖機関のこういう金を、今までの指定預金のようにならざるに銀行に振りまくといふことは、なか／＼困難であります。そうすると都会の銀行だけに預けると五、六行、あるいは四、五行に預けるかといふことになる、なか／＼やつかいなる問題であります。それから預金の利子

をどうするかという問題になると、かつて食糧証券を持つた方が、閉鎖機関の清算人としては利益だ、こういう場合もありまして、研究は続けられておりますが、今のところはこのままで行くのが妥当じやないかという考えを持つておるものであります。研究はいたしてあります。

○夏堀委員 この問題は、これ以上お伺ひしたところでちよつと無理だと思ひますので、次に移りますが、今ちよつと指定預金のお話がありまして、その中で、それについてちよつと思ひ起したのであります。これは大蔵大臣に対して決して皮肉で言うものではありません。ちよつと今思ひ出したので申し上げるわけですから、どうぞ悪しからず……

昨年の十一月二十六日、一時間余にわたつて、私が大蔵委員長当時、経済金融に関する問題について質疑を行つたのであります。そのときに年末金融の問題に觸れて、何とかこの預託を引揚げたなら、もう一度再預託はできないか、こう申しましたら、大蔵大臣は、それは金融上の常識によつてやういふことはいわゆる常識によつてやらなければならぬ、こうはつきり言われた。そこで私は、専門家である大蔵大臣が、常識論によつて先に出したものを、今度は出さぬのはおかしいじやありませんか、こう私が申し述べたことがあります。それはそれでいいとして、あの当時は、年末を控えて、不渡手形あるいは取引停止というように、非常に大きな問題が出て、経済の危機が迫つていたのでお伺ひしたはずであります。そこで私記憶を呼びもどしてみますと、衆議院では、それは常識ではな

いからやらぬのだと言つたのに、その後二箇月か三箇月半しかたつていないうちに、参議院において百五十億円を預託することにする、こうおつしやつたのです。もつともその間の情勢は、あるいは政府の年度内における剰余金の見通しがついたことでもあらうと考へております。客観情勢の変化によつて、そうしたようなこともあるいはあり得るかもしれませんが、賢明なる大蔵大臣は、そんな二箇月か三箇月ぐらゐの見通しがわからないはずはないのです。それなのに衆議院においては、それは常識ではない、いよゝゝ困れば何とかするから安心せよと言われたので、われわれはすつかり安心しておつたのですが、それから二、三箇月後の参議院においては、預託するのだと言われた。そこでまた実際われわれは安心はいたしましたが、これも、われわれはすいぶんその当時金融状態を心配してお伺ひしたのに、きれいさつぱり常識ではないと片づけられてしまつた。これは私どものひがみかもしれない。衆議院は協力するのだから、適当にしておけばいいというような御意思もあつたらうと思ひますが、参議院はなか／＼そうは行きませんので、こゝはまあ大蔵大臣が大きな政治家になつたのだから、この程度の手をやるのは当然であらうと思ひますけれども、あまり食い違つた御答弁であつたことを、今ちょうど指定預金の話が出ましたので、ちよつと思ひましたので、別にどうこうというわけではありませぬ。そうしたようなことがあつたので聞いてみると、参議院と衆議院との答弁が食い違つておる。やはり親類同士であつたからそうであつたのか、こう

いうふうには好意的な考へておりますけれども、これは別にぜひ御答弁願ひたいというわけじやございません。そうしたようなことを今思ひついたわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

で、経済というものは動くのだ。常に注射をすることはよくないけれども、ちよつと異常のときには注射をするのが政治家や大蔵省の務めであるというので、案をこしらへさせまして、これ何れも要望がないのに私どもから自発的に申したわけ、こういう状態であるのであります。従ひまして三月、四月の金融の行き詰まりその他を緩和するために百五十億円を出した。しかも中小企業の方を主にいたしました関係上、商工中金につきましては引上げるべきものを引上げずにそれに追いつくべき、こういうふうな方法で相当中小企業の方に出したのであります。今の状態におきましても日本銀行の貸出しが、外貨貸付と合せて三三三億程度になる。去年の今頃は外貨貸付と合せて、三千八百億円の貸出しだったのであります。しかるところ今はさういふふうになつておりますので、要すれば指定預金をしようかというので、政府の余裕金を実は探してあるのであります。きのう現在では指定預金が二百十億になつております。すなわち前の指定預金で引上げるべきものを、商工中金あるいは無尽の方は引上げずにおつとろへ、また百五十億円出した。二百数十億円の指定預金になつた。それ以外の政府の当座預金が三百四十億ある。四、五、六月が多分相

当の引上げ超過になるだらうと思ひますから、この三百四十億をどのくらい使おうか、あるいは今閉鎖機関として問題になつております金の何とかなれば、また別であります。あの手この手を打つて金の算段をいたしまして、今度はもう少し長期の指定預金をしたらどうかということで、今研究を

いたしておるのであります。事情がかわつて来ておりますので、そのかわつた都度、邪道ではありまするが、生きものの経済をうまくするためにやつております。原則は政府指定預金が妥当でございます。今のようなきには、政府の引上げ超過があるときは、やはりその超過分は民間で使つてもらふ。引上げとか散布の方に超過が起らないように、いろ／＼手を打つのが大事であります。今日は何としても三百億の自然増収があり、あれやこれや自然増収以外の前年度繰越金も相当ありますので、さういふ手を打つておるのであります。原則は衆議院でお話した通りでございます。それから状況によりましては、参議院で私が進んで発表したような方針もあるものでございます。趣旨は一貫してございまして、あなたのおつしやる通りにやつておりますから、御了承を願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 大蔵大臣はとも大政治家になられたので、その当時と現在は大分情勢もかわつておりますので臨機応変の処置をとつた、こういうことに解釈して喜んでおります。食い違つたことはその通りなんですけれども、お互いに親類同士なので、そこは臨機応変でやつたということですが、十分指定預金を出すべきだと思ひます。

そこでついにお伺ひいたしますが、今長期の預託の意思があるということですが、私この間地方に帰りまして、どうも三箇月やそこらの預託では、こわくて安心して貸されぬ。せつかく持つて来て、ただふところにお置いておくれぬ。何とか六箇月ぐらゐ余裕を置いてくれれば、手形でも何

でも貸すことができるのだが、二箇月でやるのもいいのだが、とても心配でどうにもならぬ、この点を何とかできないだらうか、こういうような金融機関の声もありましたので、ちよつと長期のお話も出ましたから、この点はどう少し何とか預託の引上げを延ばすようなお考えはありませんかどうですか。

○池田国務大臣 せつかくの夏堀さんのお話でございますので、その間の事情をお話申し上げたいと思ひます。これは昨年の九月、十月ごろ政府で指定預金をすべしということは、金融界のみならず大蔵省の事務当局の全部一致した意見でありました。私を加えないで省議でもさういふふうに決定した。ほくは何を言うのだ、さういふことは第三、四半期においては数百億円の散布超過になる。そこで今はすべきじやない。大體金融というものを對して財政資金を出すということは、常識的でもないし妥当でもない。第三、四半期は七、八百億の散布超過になるのだから、さういふときにやるべきじやない。しかもそれは金融の常道ではないと言つてとめたわけです。しかるところ二月に私が病氣いたしました、実は積極的にあまり仕事をやるだけの余裕がなかつたのです。昨年の政府の引上げ超過は一月、二月で五十億程度であつたのであります。しかるところ今年の一月、二月は合せて四百数十億円の引上げ超過になりまして、自然増収が相当あることが見込まれた。そこで私は病氣がなおつて省へ出て、さういふふうな政府の引上げ超過になるのをためておくことはよくない。なぜ君たちは指定預金をしなかつたのだ。その案を出さなかつたのだと言つたら、昨年の秋大臣は絶対に反対だと言われたからそのままにしておきました。それ

で、経済というものは動くのだ。常に注射をすることはよくないけれども、ちよつと異常のときには注射をするのが政治家や大蔵省の務めであるというので、案をこしらへさせまして、これ何れも要望がないのに私どもから自発的に申したわけ、こういう状態であるのであります。従ひまして三月、四月の金融の行き詰まりその他を緩和するために百五十億円を出した。しかも中小企業の方を主にいたしました関係上、商工中金につきましては引上げるべきものを引上げずにそれに追いつくべき、こういうふうな方法で相当中小企業の方に出したのであります。今の状態におきましても日本銀行の貸出しが、外貨貸付と合せて三三三億程度になる。去年の今頃は外貨貸付と合せて、三千八百億円の貸出しだったのであります。しかるところ今はさういふふうになつておりますので、要すれば指定預金をしようかというので、政府の余裕金を実は探してあるのであります。きのう現在では指定預金が二百十億になつております。すなわち前の指定預金で引上げるべきものを、商工中金あるいは無尽の方は引上げずにおつとろへ、また百五十億円出した。二百数十億円の指定預金になつた。それ以外の政府の当座預金が三百四十億ある。四、五、六月が多分相

当の引上げ超過になるだらうと思ひますから、この三百四十億をどのくらい使おうか、あるいは今閉鎖機関として問題になつております金の何とかなれば、また別であります。あの手この手を打つて金の算段をいたしまして、今度はもう少し長期の指定預金をしたらどうかということで、今研究を

いたしておるのであります。事情がかわつて来ておりますので、そのかわつた都度、邪道ではありまするが、生きものの経済をうまくするためにやつております。原則は政府指定預金が妥当でございます。今のようなきには、政府の引上げ超過があるときは、やはりその超過分は民間で使つてもらふ。引上げとか散布の方に超過が起らないように、いろ／＼手を打つのが大事であります。今日は何としても三百億の自然増収があり、あれやこれや自然増収以外の前年度繰越金も相当ありますので、さういふ手を打つておるのであります。原則は衆議院でお話した通りでございます。それから状況によりましては、参議院で私が進んで発表したような方針もあるものでございます。趣旨は一貫してございまして、あなたのおつしやる通りにやつておりますから、御了承を願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 大蔵大臣はとも大政治家になられたので、その当時と現在は大分情勢もかわつておりますので臨機応変の処置をとつた、こういうことに解釈して喜んでおります。食い違つたことはその通りなんですけれども、お互いに親類同士なので、そこは臨機応変でやつたということですが、十分指定預金を出すべきだと思ひます。

そこでついにお伺ひいたしますが、今長期の預託の意思があるということですが、私この間地方に帰りまして、どうも三箇月やそこらの預託では、こわくて安心して貸されぬ。せつかく持つて来て、ただふところにお置いておくれぬ。何とか六箇月ぐらゐ余裕を置いてくれれば、手形でも何

でも貸すことができるのだが、二箇月でやるのもいいのだが、とても心配でどうにもならぬ、この点を何とかできないだらうか、こういうような金融機関の声もありましたので、ちよつと長期のお話も出ましたから、この点はどう少し何とか預託の引上げを延ばすようなお考えはありませんかどうですか。

○池田国務大臣 せつかくの夏堀さんのお話でございますので、その間の事情をお話申し上げたいと思ひます。これは昨年の九月、十月ごろ政府で指定預金をすべしということは、金融界のみならず大蔵省の事務当局の全部一致した意見でありました。私を加えないで省議でもさういふふうに決定した。ほくは何を言うのだ、さういふことは第三、四半期においては数百億円の散布超過になる。そこで今はすべきじやない。大體金融というものを對して財政資金を出すということは、常識的でもないし妥当でもない。第三、四半期は七、八百億の散布超過になるのだから、さういふときにやるべきじやない。しかもそれは金融の常道ではないと言つてとめたわけです。しかるところ二月に私が病氣いたしました、実は積極的にあまり仕事をやるだけの余裕がなかつたのです。昨年の政府の引上げ超過は一月、二月で五十億程度であつたのであります。しかるところ今年の一月、二月は合せて四百数十億円の引上げ超過になりまして、自然増収が相当あることが見込まれた。そこで私は病氣がなおつて省へ出て、さういふふうな政府の引上げ超過になるのをためておくことはよくない。なぜ君たちは指定預金をしなかつたのだ。その案を出さなかつたのだと言つたら、昨年の秋大臣は絶対に反対だと言われたからそのままにしておきました。それ

で、経済というものは動くのだ。常に注射をすることはよくないけれども、ちよつと異常のときには注射をするのが政治家や大蔵省の務めであるというので、案をこしらへさせまして、これ何れも要望がないのに私どもから自発的に申したわけ、こういう状態であるのであります。従ひまして三月、四月の金融の行き詰まりその他を緩和するために百五十億円を出した。しかも中小企業の方を主にいたしました関係上、商工中金につきましては引上げるべきものを引上げずにそれに追いつくべき、こういうふうな方法で相当中小企業の方に出したのであります。今の状態におきましても日本銀行の貸出しが、外貨貸付と合せて三三三億程度になる。去年の今頃は外貨貸付と合せて、三千八百億円の貸出しだったのであります。しかるところ今はさういふふうになつておりますので、要すれば指定預金をしようかというので、政府の余裕金を実は探してあるのであります。きのう現在では指定預金が二百十億になつております。すなわち前の指定預金で引上げるべきものを、商工中金あるいは無尽の方は引上げずにおつとろへ、また百五十億円出した。二百数十億円の指定預金になつた。それ以外の政府の当座預金が三百四十億ある。四、五、六月が多分相

当の引上げ超過になるだらうと思ひますから、この三百四十億をどのくらい使おうか、あるいは今閉鎖機関として問題になつております金の何とかなれば、また別であります。あの手この手を打つて金の算段をいたしまして、今度はもう少し長期の指定預金をしたらどうかということで、今研究を

いたしておるのであります。事情がかわつて来ておりますので、そのかわつた都度、邪道ではありまするが、生きものの経済をうまくするためにやつております。原則は政府指定預金が妥当でございます。今のようなきには、政府の引上げ超過があるときは、やはりその超過分は民間で使つてもらふ。引上げとか散布の方に超過が起らないように、いろ／＼手を打つのが大事であります。今日は何としても三百億の自然増収があり、あれやこれや自然増収以外の前年度繰越金も相当ありますので、さういふ手を打つておるのであります。原則は衆議院でお話した通りでございます。それから状況によりましては、参議院で私が進んで発表したような方針もあるものでございます。趣旨は一貫してございまして、あなたのおつしやる通りにやつておりますから、御了承を願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 大蔵大臣はとも大政治家になられたので、その当時と現在は大分情勢もかわつておりますので臨機応変の処置をとつた、こういうことに解釈して喜んでおります。食い違つたことはその通りなんですけれども、お互いに親類同士なので、そこは臨機応変でやつたということですが、十分指定預金を出すべきだと思ひます。

そこでついにお伺ひいたしますが、今長期の預託の意思があるということですが、私この間地方に帰りまして、どうも三箇月やそこらの預託では、こわくて安心して貸されぬ。せつかく持つて来て、ただふところにお置いておくれぬ。何とか六箇月ぐらゐ余裕を置いてくれれば、手形でも何

でも貸すことができるのだが、二箇月でやるのもいいのだが、とても心配でどうにもならぬ、この点を何とかできないだらうか、こういうような金融機関の声もありましたので、ちよつと長期のお話も出ましたから、この点はどう少し何とか預託の引上げを延ばすようなお考えはありませんかどうですか。

○池田国務大臣 せつかくの夏堀さんのお話でございますので、その間の事情をお話申し上げたいと思ひます。これは昨年の九月、十月ごろ政府で指定預金をすべしということは、金融界のみならず大蔵省の事務当局の全部一致した意見でありました。私を加えないで省議でもさういふふうに決定した。ほくは何を言うのだ、さういふことは第三、四半期においては数百億円の散布超過になる。そこで今はすべきじやない。大體金融というものを對して財政資金を出すということは、常識的でもないし妥当でもない。第三、四半期は七、八百億の散布超過になるのだから、さういふときにやるべきじやない。しかもそれは金融の常道ではないと言つてとめたわけです。しかるところ二月に私が病氣いたしました、実は積極的にあまり仕事をやるだけの余裕がなかつたのです。昨年の政府の引上げ超過は一月、二月で五十億程度であつたのであります。しかるところ今年の一月、二月は合せて四百数十億円の引上げ超過になりまして、自然増収が相当あることが見込まれた。そこで私は病氣がなおつて省へ出て、さういふふうな政府の引上げ超過になるのをためておくことはよくない。なぜ君たちは指定預金をしなかつたのだ。その案を出さなかつたのだと言つたら、昨年の秋大臣は絶対に反対だと言われたからそのままにしておきました。それ

で、経済というものは動くのだ。常に注射をすることはよくないけれども、ちよつと異常のときには注射をするのが政治家や大蔵省の務めであるというので、案をこしらへさせまして、これ何れも要望がないのに私どもから自発的に申したわけ、こういう状態であるのであります。従ひまして三月、四月の金融の行き詰まりその他を緩和するために百五十億円を出した。しかも中小企業の方を主にいたしました関係上、商工中金につきましては引上げるべきものを引上げずにそれに追いつくべき、こういうふうな方法で相当中小企業の方に出したのであります。今の状態におきましても日本銀行の貸出しが、外貨貸付と合せて三三三億程度になる。去年の今頃は外貨貸付と合せて、三千八百億円の貸出しだったのであります。しかるところ今はさういふふうになつておりますので、要すれば指定預金をしようかというので、政府の余裕金を実は探してあるのであります。きのう現在では指定預金が二百十億になつております。すなわち前の指定預金で引上げるべきものを、商工中金あるいは無尽の方は引上げずにおつとろへ、また百五十億円出した。二百数十億円の指定預金になつた。それ以外の政府の当座預金が三百四十億ある。四、五、六月が多分相

当の引上げ超過になるだらうと思ひますから、この三百四十億をどのくらい使おうか、あるいは今閉鎖機関として問題になつております金の何とかなれば、また別であります。あの手この手を打つて金の算段をいたしまして、今度はもう少し長期の指定預金をしたらどうかということで、今研究を

いたしておるのであります。事情がかわつて来ておりますので、そのかわつた都度、邪道ではありまするが、生きものの経済をうまくするためにやつております。原則は政府指定預金が妥当でございます。今のようなきには、政府の引上げ超過があるときは、やはりその超過分は民間で使つてもらふ。引上げとか散布の方に超過が起らないように、いろ／＼手を打つのが大事であります。今日は何としても三百億の自然増収があり、あれやこれや自然増収以外の前年度繰越金も相当ありますので、さういふ手を打つておるのであります。原則は衆議院でお話した通りでございます。それから状況によりましては、参議院で私が進んで発表したような方針もあるものでございます。趣旨は一貫してございまして、あなたのおつしやる通りにやつておりますから、御了承を願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 大蔵大臣はとも大政治家になられたので、その当時と現在は大分情勢もかわつておりますので臨機応変の処置をとつた、こういうことに解釈して喜んでおります。食い違つたことはその通りなんですけれども、お互いに親類同士なので、そこは臨機応変でやつたということですが、十分指定預金を出すべきだと思ひます。

そこでついにお伺ひいたしますが、今長期の預託の意思があるということですが、私この間地方に帰りまして、どうも三箇月やそこらの預託では、こわくて安心して貸されぬ。せつかく持つて来て、ただふところにお置いておくれぬ。何とか六箇月ぐらゐ余裕を置いてくれれば、手形でも何

でも貸すことができるのだが、二箇月でやるのもいいのだが、とても心配でどうにもならぬ、この点を何とかできないだらうか、こういうような金融機関の声もありましたので、ちよつと長期のお話も出ましたから、この点はどう少し何とか預託の引上げを延ばすようなお考えはありませんかどうですか。

○池田国務大臣 せつかくの夏堀さんのお話でございますので、その間の事情をお話申し上げたいと思ひます。これは昨年の九月、十月ごろ政府で指定預金をすべしということは、金融界のみならず大蔵省の事務当局の全部一致した意見でありました。私を加えないで省議でもさういふふうに決定した。ほくは何を言うのだ、さういふことは第三、四半期においては数百億円の散布超過になる。そこで今はすべきじやない。大體金融というものを對して財政資金を出すということは、常識的でもないし妥当でもない。第三、四半期は七、八百億の散布超過になるのだから、さういふときにやるべきじやない。しかもそれは金融の常道ではないと言つてとめたわけです。しかるところ二月に私が病氣いたしました、実は積極的にあまり仕事をやるだけの余裕がなかつたのです。昨年の政府の引上げ超過は一月、二月で五十億程度であつたのであります。しかるところ今年の一月、二月は合せて四百数十億円の引上げ超過になりまして、自然増収が相当あることが見込まれた。そこで私は病氣がなおつて省へ出て、さういふふうな政府の引上げ超過になるのをためておくことはよくない。なぜ君たちは指定預金をしなかつたのだ。その案を出さなかつたのだと言つたら、昨年の秋大臣は絶対に反対だと言われたからそのままにしておきました。それ

で、経済というものは動くのだ。常に注射をすることはよくないけれども、ちよつと異常のときには注射をするのが政治家や大蔵省の務めであるというので、案をこしらへさせまして、これ何れも要望がないのに私どもから自発的に申したわけ、こういう状態であるのであります。従ひまして三月、四月の金融の行き詰まりその他を緩和するために百五十億円を出した。しかも中小企業の方を主にいたしました関係上、商工中金につきましては引上げるべきものを引上げずにそれに追いつくべき、こういうふうな方法で相当中小企業の方に出したのであります。今の状態におきましても日本銀行の貸出しが、外貨貸付と合せて三三三億程度になる。去年の今頃は外貨貸付と合せて、三千八百億円の貸出しだったのであります。しかるところ今はさういふふうになつておりますので、要すれば指定預金をしようかというので、政府の余裕金を実は探してあるのであります。きのう現在では指定預金が二百十億になつております。すなわち前の指定預金で引上げるべきものを、商工中金あるいは無尽の方は引上げずにおつとろへ、また百五十億円出した。二百数十億円の指定預金になつた。それ以外の政府の当座預金が三百四十億ある。四、五、六月が多分相

当の引上げ超過になるだらうと思ひますから、この三百四十億をどのくらい使おうか、あるいは今閉鎖機関として問題になつております金の何とかなれば、また別であります。あの手この手を打つて金の算段をいたしまして、今度はもう少し長期の指定預金をしたらどうかということで、今研究を

いたしておるのであります。事情がかわつて来ておりますので、そのかわつた都度、邪道ではありまするが、生きものの経済をうまくするためにやつております。原則は政府指定預金が妥当でございます。今のようなきには、政府の引上げ超過があるときは、やはりその超過分は民間で使つてもらふ。引上げとか散布の方に超過が起らないように、いろ／＼手を打つのが大事であります。今日は何としても三百億の自然増収があり、あれやこれや自然増収以外の前年度繰越金も相当ありますので、さういふ手を打つておるのであります。原則は衆議院でお話した通りでございます。それから状況によりましては、参議院で私が進んで発表したような方針もあるものでございます。趣旨は一貫してございまして、あなたのおつしやる通りにやつておりますから、御了承を願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 大蔵大臣はとも大政治家になられたので、その当時と現在は大分情勢もかわつておりますので臨機応変の処置をとつた、こういうことに解釈して喜んでおります。食い違つたことはその通りなんですけれども、お互いに親類同士なので、そこは臨機応変でやつたということですが、十分指定預金を出すべきだと思ひます。

そこでついにお伺ひいたしますが、今長期の預託の意思があるということですが、私この間地方に帰りまして、どうも三箇月やそこらの預託では、こわくて安心して貸されぬ。せつかく持つて来て、ただふところにお置いておくれぬ。何とか六箇月ぐらゐ余裕を置いてくれれば、手形でも何

きない、こういうのであつた金を長期にかえるとか、あるいはこれからもう少し金を探して、あの金は四、五、六月に引上げるが、今度はお話のように六箇月ぐらゐなものにできないかということ、研究をいたしておるのでございます。これまた夏堀さんの御意見の通りにやつて行きたいと考えております。

○夏堀委員 何分もう少し長期にお願いしたいことを、この際重ねてお願い申し上げます。

それから私の聞き違ひであつたかも知れませんが、昨日同僚官議委員からの御質疑のときに、財政と金融は混同しないように持つて行きたいものだ、こういうことでございましたが、その通りでございますか。

○池田田務大臣 その通りでございます。ただ資金運用部の金あるいは見返り資金を、財政資金と云うか金融資金と云うかによつて、その結論がかわつて参りますが、見返り資金は昭和二十七年中には開業銀行に出してしまつて、これは金融資金になる。資金運用部の資金は政府の扱うものであります。が、実体は金融でございます。こういう意味におきましては、財政資金と金融資金とはなるべく区別して行きたい。ただ電力開業のためとかあるいは重点産業の復興のためには、ある程度一般会計から出資するということはやむを得ないと思ひます。住宅公庫への出資金は財政資金か金融資金かということ、住宅公庫というものは一つの金融業務でございます。しかし事の性質上これはある程度政治的な考え方もある。財政資金の面が相当あると思ひます。そこで預金部資金、見返り資

金の金融資金ということになれば、昨日官議委員にお答えしたように、財政と金融とは区別して、政治的目的を多分に含むものについては、ある程度財政資金が金融資金のうしろだてをする。これは、やむを得ないことだと考えております。

○夏堀委員 今の御説明はわかつたやうでわからねぬのでありますが、この資金運用部資金の金は、これはこの前御質問申し上げたように、産業資金に対する三百億円を切つたのです。先ほどお伺いしたところでは、相当年度末の金がふえておるようですが、今後資金運用部資金から産業資金へまわし得る金は、どのくらい御考慮になつておるか、あるいはまたそういうことは考えておらぬのであるかどうか、その点をお伺いしたい。

○池田田務大臣 昭和二十六年年度におきましては、資金運用部からの金融債の引受は、買上げ分を入れたとして大体三百億引受の分は正確にいへば二百八十億だつたかと思ひます。その程度あります。しかし各会計を通じての絶対均衡予算という方針を堅持いたしますと、ただいままでの見込みでは六百五十億の地方債を引受けたら、あるいは百十億の鉄道への繰入れ、百三十億の電通への繰入れ、あるいは政府出資機関への出資貸付等を入れますと、金融債の前年度の三百億円が一文も出なかつたということになる。そこで金融債は、資金運用部の方の引受は今計画に

は乗せておりません。しかし今後の情勢によつて郵便貯金も集まる、簡易保険もふえて来るということになれば、予定以上にふえたものについては金融債を引受けるということは、今国会の

初めごろ申し上げておつたのであります。しかるところ先ほど申しましたように、税の自然増収もあり、資金運用部の預入も多くなりましたので、今のところは少くとも百億あるいは二百、三十億の金融債の引受は確實にできるやうになる。しこうして今後の情勢が、予算見積りのときよりもつと金が集まります場合には、その金を優先的に金融債の方の引受に充てよう。

しかしまたいろいろ問題も起つて参りますので、金融債ばかりというわけにも行かぬと思ひますが、大体金融債の方に主として向けるという考えで進んでおります。

○夏堀委員 たいへんけつこうな御答弁でありました。これは二月二十六日会計の余剰財源で預金部の方の資金源にするやうに、大体百六十億ないし百七十億というものを予定したしておるのではありませんか。その程度の一般会計からする預金部の方の援助を計画いたしておられます。こういう御答弁にあつておるはずであります。この資金運用部の方に一般会計から繰入れるということは、これは予算にはなかつたが、これからやるということでございますか。

○池田田務大臣 これは金のやりくりでございます。一般会計の方で余剰がございまして、政府の当座預金にふえますと、日銀の方へそのふえた分だけ預金部の方の所有証券を肩がわりさせる、こういうことがあるのであります。一般会計のみならず、預金その他につきましても相当ふえております。たとえば森林火災保険特別会計等におきまして、従来は二、三十億円の赤字で

あつたが、今度五、六十億円の黒字ということになりまして、この特別会計から預金部の方へ預金をする、こういう金を見積つたのが、合計で百六十億であつたかと思ひます。

○佐藤委員長 ちよつと夏堀君お待ちください。

参考人の皆様にごあいさつしたいと思ひます。ただいま議題となつております閉鎖機関令の一部を改正する法律案については、参考人の方々におかれましては、長時間にわたり忌憚のない御意見を開陳せられ、本案審査上におきまして多大の参考となりましたことを、委員一同にかわり心から感謝いたします。御自由に御退席くださいまして、さまでございました。

○夏堀委員 この前、無記名定期預金は約百億円ほど増額になつております。こういう御説明でありましたが、その後どんな状態になつておりましたか。

○池田田務大臣 無記名定期預金は二月十一日から始めまして、大体二月一ばいで二百億程度の無記名定期預金が増えてきた。その後大体毎日十億円程度ふえる足取りでございます。従つて三月末には大体五百億円程度の無記名定期預金の増になつております。しかしこの五百億円の中の増には、今までの定期預金その他の預金が増るかわるの相当あるものであります。大体四分六分で、振りかわりが六割、ネット増が四割という各銀行の申出でございます。すので、二月十一日から始めまして三月末までに、大体二百億円余りの増加があつたと私は考えております。四月に入りまして、その足取りはちよつと

落ちると思ひます。今後は今までのやうにふえないかも知れません。しかし振りかわり以外にだん／＼新しい無記名預金が今後増加する。これにつきましては一部では千億円という話もございしますが、またネットの増は四、五百億円という話もあります。大体ネットの増は四、五百億円くらいになるのではないかと、あるいはまた時がたちますれば、それ以上になるかもしれないと考えております。

○夏堀委員 この無記名定期をもつと奨励する意味で少し税金を負けたらどうか、さうお伺いしたいと思ひますが、何とかさういうことにしよう、さういふやうな御答弁であつたように思ひますが、これはやはり法律によらなければできないのでしようか。またさういふやうな御意思があるものでしようか。

○池田田務大臣 実は無記名定期預金は、法律の變更なくしては認められないのであります。ただ法律上は源泉徴収の税率がある。これは五〇％になりますので、無記名定期預金も源泉徴収の税率にならざるを得ない。しかし貯蓄奨励の意味から申しまして、五〇％の税率は少し高過ぎるというので、適當の機会にこの税率を下げたいという氣持を持つております。ただ税の理論から申しますと、最高税率が五五％になつておるから、その人はもし利子をもらえば五五％かかる。さうすれば五〇％は安いじやないかという議論もあります。が、金般的に申しますと、また貯蓄増強の必要性から考えて、私は適當の機会にこの五〇％は下げるようにいたしたいという考へを持つております。

○夏堀委員 もう一点だけ伺います。

前国会で問題になった遺家族の八百三十億の公債、あれはその後方々から金融がつかぬので、ただの金をもらつたも同様だと言つて、ずいぶん不満の声を聞きますけれども、せつかくこの声をお聞きすれば、これに對する金融も何かの方法でお考えになつておられるかどうか。何か国民金融公庫から出すというふうなお話もあつたそうでありまして、今の公庫の資金量ではどうにもならぬと思ひます。せつかく出したことによつて、かえつて国民の不満を買うというふうなことは残念なことでありまして、この対策を何かお考えになつておられますかどうか。

○池田國務大臣 お話はごもつとな点が、あるのをごいしますが、これは一ぺんに換貨いたしますと、インフレのきらいがありますので、一年すえ置き、十年間の償還ということにしたいと思ひます。ただお困りの方につきましては、十年たなければ全部もらえないというのでは長過ぎるので、生活状況その他を考へまして、五年償還ということも考へたいと思つております。御承知の通り、農地証券とか漁業権証券の問題もありましたが、ただああいふものは片一方で金が入つて参る。漁業権証券の方は国債償還の金も相当ありましたから、もう二年間ではとんど払うようになり、来年からあるいは本年度からは外債の償還というところとがございまして、一度にこれを短期間に払うということは財政上はなほだ困難で、増税でもすれば別でありまして、そこは金融情勢とも見はからつて、またそれをおもひになる遺家族の方々の生活状況等を考へまして、適当な措置をして行きたい。財政が許せばこれを五年間あるいは十年間を待たずに出したいという気持はございまして、ただいまのところの見通しとしては、特別な方に五年償還でお渡ししてがまん願う。生業資金その他につきましては、すでに国民金融公庫でございまして、遺家族の方には特に留意しようというところで、進んで行きたいと思つております。

○夏堀委員 まだ長期信用銀行等についていろいろ伺ひたいことがありますが、すけれども、同僚委員諸君の御質問もあるようですから、きようは私はこれで遠慮いたします。

○佐藤委員長 宮澤君。

○宮澤委員 大分時間もたつておりますし、きわめて短かい時間ではなかなかりまで参りませんので、きようはそのうちの二つ三つお尋ねをいたしたいと思つております。きのうたゞいま御質問の夏堀委員から御質問があるというので、途中で時間等を見合はなからやめたのでありますが、ちようど一万田日銀總裁の話を触れまして、通貨制度確立ということをお尋ねいたした。これははつきりいたしました。やはり同様一万田さんが関西の方へ行かれて言われた談話の中に、講和発効後は中央銀行としての地位はどうなるかということについての一項があるのです。それには、政府の経済政策と密接に結びつくものでなければならぬ。中央銀行としてはそういうふうな考へてゐる。しかし政府の政策が好ましくない方向に動く場合は、独自の立場からこれを是正すると言つてお

ります。これは例によつて例の通りはなはだ行き過ぎでありまして、大蔵大臣のものと相談に参つて慎重にやつて緊密に行つてゐるはずである。ところが談話にはこういうことが随所に出て来るのでありますが、一体大蔵大臣としては、講和発効後におきます中央銀行の地位をどういうふうにお考えになつてゐるか。この点につきまして伺ひたいと思つた。

と、今のようになると統制が行われと申しますか、その中央銀行という立場にありますが、総裁の言動などというものは、十分心して行かなければならぬ。これらを完全に取締るという語弊がありますが、適当な言葉では監督し得る規定等も望ましいではないか、かように考へておられるわけでありませう。

○池田國務大臣 日本銀行法の規定いたします通り、また政府機関の法律で規定してありますところを守つて行きたいと思つてゐるわけでありませう。なことを言つたか私はよく見ておりませんが、政府のやり方が悪いとが不適当であるとか、そういうことは私はいたしませんから、問題は一応起つて来ないと思ひます。

○宮澤委員 大蔵大臣の答弁は円転關連なるものでありまして、少しも疑問はありませう。けれどもこういうことを発表されると、司令部の牽制もなくなりました中央銀行というものが私どもは心配になつて来る。そこで昨日お尋ねいたしましたら、いわゆる金融三法とでも申すべきものの改正は次の国会において、こういう御答弁でありましたが、至急に諸般の情勢を考へられまして御立案を進めていただきたいのであります。独自の考へなきにしもあらずであるが、せつかく諸問機關として審議会を設けてあるの、その意見を尊重したいというの、そのつもりであります。決してこれを促進しろといふのはございせんが、どうもこういう言葉の出るは私ども不愉快である。しかも占領政策によります指令、覺書等の発せられない事態になりますと、今のようになると統制が行われと申しますか、その中央銀行という立場にありますが、総裁の言動などというものは、十分心して行かなければならぬ。これらを完全に取締るという語弊がありますが、適当な言葉では監督し得る規定等も望ましいではないか、かように考へておられるわけでありませう。

その次に、当面の経済の見通しについて、これは大蔵省からはもちろんそれぞれ適當の時期において御発表があり、伺つておりますが、非常におもしろい言ひ方になつております。これはもちろん一万田さんの談話であります。それは、それまた放言的に記者に言うのではなくして、大蔵大臣とか總裁などが旅行せられるときは、車中談の原稿を持つて行けるはずであります。従いまして、これはそのときたま／＼の言葉ではなくして、何かそこに基本的な他意があるわけである。そういう意味から行きますと、ただ民間人がむだ話をしたという話では済まないものであります。当面の経済の見通しはどうだという質問に對して、近い機会に景気の急上昇するような要因は非常に乏しい、こゝ説明せられておつたのが、日を繰つてみますと出発前の一日か二日の時期であります。ところが今度は関西の方へ行つての談話によりまして、下期経済や好転、こういうことで説明してゐる。その要素としましては、七月には米国の新年度予算がきまり、国内では電源開発資金が出まわり、同時に八次新船建造が始まり、東南アジアの開港も軌道に乗り、日米経済協力が緊密になる。これだけの条件をあげまして、下期の経済はややよくなるのだと、こゝういふ説明をしておられるのであります。ただ反面悲觀的要素といたしましては、国内が一時的であるうが、生産過剰の状態に悩むことになるであらう。各国のいわゆる自給態勢がだん／＼整備されて来るによつて、貿易規模が縮小されるという悲觀材料があるが、こゝういふことまで言つておるのであります。一体大蔵大臣といたしまして、経済の見通し——きのうの織維につきましては、共産党の高田君の質問でありましたが、非常にわれ／＼の納得の行く、いわゆる業者の言う滞貨、あるいは操業短縮——私どもは操業短縮などというところにつきまして、通産省あたりが指令、通告を出してやるといふようなことをいたしますならば、強い言葉で言ひますれば、むしろ独占禁止法違反だとさへ私どもは考へております。そういうことで、きのうの御答弁では、織維界のことに関しましてはまことに適切なお見通しをいたしておる。従いまして全体的に、一体大蔵大臣は経済をどういふふうに見られてゐるか。これは、やや好転なら好転でけつこうであります。逆転では困る、好転を望んでおりますが、今、日銀總裁が述べております諸条件の中に、どうも論に描いたような感じのするものが、二あるのではありませんか、全般的にひとつ大蔵大臣のお見通しをお知らせ願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 経済の見通しにつきまして、一万田君の言うことを私が批評するのはどうかと思ひます。私は吉田内閣の大蔵大臣で、日本の財政経済を預かつておるのでございまして、日本銀行の總裁がこゝう言つ

た、ああ言つたで、それに対して批評を加へることはやめませんが、私の見通しとしては、今は世界的に経済の正常化のときであります。もちろん軍備拡張をしております。イギリス、アメリカ、フランス等におきましては、インフレ予算をつくりまして——イギリスはそうでもございせんが、インフレ予算をつくつて、そして軍備をやつております。しかし他方ではいろいろなデフレ政策をとる。その方式はアメリカで申しますと、予算は相当計上いたしますが、実際その予算はあまり使つていない。よほどスビッドを落してある、こういうことでインフレ予算であります。実際はそれを訂正するやうなやり方をしておる。また片一方では非常に生産拡充をしておるという状態で、アメリカの方が大体正常な動きをしている。イギリスの方は生産は伸びません。予算はふえて、物価は上つて来るというので、アメリカとは様子は違ひますが、非常に手持ち外貨を減らしまして、これは物価がだん／＼上昇の傾向をとる。そこでパトラーが特別な施策で起死回生の方策を講じつつある。フランスもやはり軍備のためにインフレで、フランスがど／＼下り、独力でやつて行けるかどうか。この前のフランスの首相の声明なんか、とにかくフランスの価値を上げることが政策の中心であるということまで言つて、パトラー流にやつておるのであります。しかし一方今度は軍備拡張をあまりしない西ドイツ、ベルギー、イタリア、日本というのは、これは輸出超過で外貨が余つて来る。ふえて来る。この外貨をどう使おうかというので、フランス、イギリス、ア

メリカとは違つて、どちらかということインフレ政策をとりつつある、こういうような状況でありまして、この世界の動きというのは、各国おの／＼違つております。うまいやり方もあるし、下手なやり方もあるやうであります。とにかく日本としましてはこういうものを見ながら、その間に処して徐々に経済力を強くして行かなければならぬ。こうなるとか、あなるとか言つても、国民全体が力を合せて行かなければ、経済の伸びとか好景気というものは来ないのではありません。そこで私はこういうふうな情勢を見まして、ポンド地域への輸出はある程度制限するとか、あるいはこの際に将来に備へて企業の近代化をやるとか、あるいはまた輸出を押さへるとかして、その物資を国内消費に向けて行くとか、こういうやり方では日本の経済の正常化をやつて行く。景気はよくなるかと悪くなるかとかいふことは、いろいろな所で聞かれますが、国民が力を合せて行けば景気はよくなる、こういうことになると思ひます。世界の経済が今正常化に努力しておるのであつて、そのデフレ傾向に向うとは考えられませんが、上昇傾向を——迂余曲折ではあります。上界傾向としては上昇傾向をたどつておる。そしてそれによつて日本も将来を頭に置きながら、企業を合理化をし生産拡充のものを開いて行きたい、こう答えるよりほかにないのであります。

そこで設備資金——産業構造ということも考えねばなりません。設備資金の状況については依然としていろいろな制限がついております。これは統制ではないのですが、制限をつけざるを得ない。資金量がある程度固定している以上やむを得ないことで、これは批評する者の方が自由なくらいであります。そこでこれらの金融政策の重点は、自己資本の蓄積ということがもとより基本的な点であります。やはり流通金融ということに重点が振られて行く時期が、おい／＼迫つて来たのではないかと。そこでまず第一番に証券市場をながめてみても、毎月今でも若干の増資、社債の発行等はありませんけれども、全般的に見て、証券がコール市場あるいは担保金融の対象になる銘柄が、きつめて局限されておるのであります。流通金融の面から見ますと、主としてコール市場に担保を持ちますところの銘柄を追加して行かなければならぬ。また信用供与率につきましても、掛目の問題であります。これも五五％ずつかけると、そんな程度だと思ひますが、これを六〇％、七〇％等に拡充して行くことが適當ではなからうか。それから証券金融の今五五％の信用供与率によりまして、日歩が三銭四、五厘ということなんですが、これらに對して必要の金利ももう少し安くしてやる必要があるのではないかと。これにつきまして大蔵大臣の御方針はどんなでございませうか。

政策の片一方をかつぐ大きい問題であると思ひます。幸いに昨年の春過ぎから証券界も活況を呈しまして、一時非常に不況で低かつた株価も、低いところから比べますと、七、八割程度の上昇ぶりを見せておるのであります。こういうふうなときに、今のお話のやうな証券政策の一環をさつそく出すと云うことは、時期的にどうかという考があるものであります。いろいろな掛目の問題、日歩の問題あるいは日証金その他への融資の問題、いろいろな点があります。私は証券対策の手を今ど／＼出して行くことがいいか、出し方とかあるいはその時期等につきまして、相當慎重な態度で進まなければならぬと思ひます。幸いに今までの増資も相當活況を呈し、ことに五月には百五十億程度の新株の発行がある、こういうことに相なつております。五月の新株の発行等につきましては、ある程度金融的の措置も考えなければならぬと思ひますが、今ただちに掛目の問題、日歩の問題に出るのはいいか、こういう氣持を持つております。

あわせて、お聞きしておきたいのであります。あるいは資料でもつけようであります。この際ある程度御答弁願へたら、お伺いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 一、二日前の新聞に、従来大蔵省のとつておりました設備資金に對する方針が、いかにも緩和されたやうに載つておるのであります。が、私まだそこまでの発表をするつもりではないのであります。ただ新聞に出ましたのを、私はまだ銀行局長から報告を受けておりませんが、外貨の貸付をやる。機械等その他設備近代化への外貨の貸付をやる。その場合に、外貨の貸付に見合つた設備資金を出さなければ、たとへばせつかく機械を入れましても、その機械をすえつける場所その他につきまして金融が行かぬということになると、片手落ちになります。その使用に伴うものに外貨を使用した、その使用に伴うものに外貨を使用した、従来の非常に重点産業を主として以外にも出すべきである、こういう氣持を持つております。それが銀行局から日銀の方に行つておりますので、そういう意味の設備金融というものは、その意味においてある程度においてふえて参ります。昨春秋やりましたものを今全面的に撤回するとか、重要な部分を改正するまでにはまだ至つていないと思ひます。

○宮澤委員 ただいまの大蔵大臣の答弁は、満足という言葉は適當でないかもしれませんが、前から伺つております一貫した大蔵大臣の所信といふものが、現在までとつて来ました政策に比べて一致する。もし昔聞かぬやうな考え方をいたしたとするならば、これはやはりこの面だけから見ると、

一応片づいたようなことになります。

外貨貸付をいたしましたものと見合うだけの円資金を供給する。これは当然の措置であります。この程度であらうと私も考えておるのであります。

どうもあまり安易に民間が考えておりますので、これは念のためにお伺いしておきたいと思つておつたのであります。そこでこのうででありましたか、社会党の松尾委員から、日銀の貸付減という問題について若干お尋ねがありました。

したが、時間の関係もあるし、御答弁の点についてもはつきり聞きとれなかつたので、あるいは重複するかもしれないが、念のために伺わせていただきます。日銀の貸出しが減つて来たという問題に対する原因や理由など、いまさら申し上げるまでもありませんが、日銀の貸出しの減少ということ、これは財政金融の総合的な面から見まして、いい傾向とお考えになつてゐるか、悪い傾向とお考えになつてゐるか、この判断であります。この点について大蔵大臣の御所信を承つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 日銀の貸出しが減つて来ることは、全体から申しますといふことであります。

○宮崎委員 それでは貸出しの減つて参りますことは、これは現象としてはオーパー・ローンが解消されて行くといふ一つの形でありまして、こういうことが将来とも持続いたしまして、順次オーパー・ローンの程度が緩和されるものとお見越しになつてゐるかどうか。

○池田国務大臣 この日銀の貸出しの減少が、ほかにも何もなく減つて行くといふことは、これはよくない。しか

しほかに普通銀行の手元が預金増加によつて案になる、あるいは民間事業が利潤を上げて、借金を返して、日本銀行にそれが還流する、こういうことはいいことであります。こうしてオーパー・ローンの解消ができることはいいことであります。私は原則としていいことであると考えます。

○宮崎委員 原則としていいことである、ということだけはけっこうであります。

その次にお伺ひいたしたいのは、これもまた前からうわさを聞いておつたのでありますが、大蔵省から決定的な御提案を受けておりません。差迫つておるであらうと思ひますが、いよいよやみ金融取締りの強化の問題であります。ただいまの貸金業等の取締りに関する法律であります。これを廃止せられるといふことをほかに聞いておりました。そうしてこれを法務府の所管にでも移しまして、高利貸を取締つてやろう、こういうことで、新聞やラジオで言ひますのは、日歩五十銭の程度、月一割五分などと放送してあります。そのことにつきましても、その程度についてのよしあしを伺つておきたい。一体金融行政の一元化の趣旨に反するのじやないか、いや決して反しない、警察の取締りにまかして、大蔵大臣はノー・タッチで行つても、金融行政一元化の方向にそむかないという御信念をお持ちかどうか。大蔵省が手放しにやられてみて、こうした方がかえつて弊害がない。たとえば大蔵省免許だとか、大蔵省公認だとかいうような看板を掲げてやみ金融をやられることは、大蔵省の面目にかかわるという点も出て来るであらうでしょう。しかしそ

の逆も出て来るのであります。こういう点について、金融政策全般について

の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 まずただいまの貸金業に関するものであります。この問題の解決は昨日の閣議で法律案を御決定願ひまして、近く国会に御提案申し上げることになっております。その大体的骨子は、貸金業法つまり現在で

きております取締法は、その制定以来の経過にかんがみまして、その必要を認めないといふこと、必要を認めないばかりでなく、むしろ弊害を生ずるやうに思ひますので、この制度はやめて参りたい。しかしそうかといつて、この法律をやめるといふことは、正当な業務としての貸金業を禁止するとか、あるいは非常にのけもの扱いにするといふような考え方からではございません。

これに對する特別の取締りの規定はいらないといふ考え方にかわつたのであります。ただししなから告示しのごさいたしましたように、非常に高い金利をとつて借手を不利益な状態に持つて行くとか、あるいは預金受入れ禁止の規定、これに反することを貸金業者

がやりました場合には、これに對する取締りの罰則を強化するといふ意味で、若干の法制上の改正をいたしたい、そういう趣旨で、いづれ提出になりまして十分御審議願ひたいと思ひます。

○宮崎委員 大蔵大臣は時間の関係もあるようですから、重要事項を項目的に伺ひますが、いよいよ國際通貨基金への加入を閣議あたりで御決定になつたような報道であります。それにつきまして大蔵省の意見として巷間伝わりますのは、出資金が二億五千万ドルは少い、ぜひ三億ドルは確保したいとい

う意向だつたようですが、この少な過ぎるという理由、三億が二億五千万ドルに減つた場合に不利になる点等につきまして、大蔵省の御見解をお伺ひいたしたいのであります。

○池田国務大臣 大体國際開發銀行からの借入れの限度が、クォータにある程度支配されるのですから、なるべく多い方がいいといふので主張いたしたのであります。二億を主張する国もありましたし、われ／＼のように三億を主張する国もありました。大体二億五千万ドルにおちついて、もうこれを動かすことは困難だといふ見通しがつきましたので、最後までがんばりましたけれども、これで一応入ることにしたのであります。

○宮崎委員 國際通貨基金及び國際開發銀行に加入のための、いわゆる払込み資金等の手当に、大体内資金として二百四十三億ぐらゐる必要とするやうになつて参ります。平和回復善後処理費として二百億あると承知してありますが、これは来るべき八月あたりに召集される来年度の通常国会において、この補正でもされる御用意が参りますやうか。

○池田国務大臣 國際通貨基金加入についての資金は二百億ぐらゐとつておりますが、その後の情勢によりまして、お話のように二百四十億ばかりいゝるのであります。従ひまして補正予算を組まなければ入れないといふかつこゝうになるのであります。幸いに日本銀行の記帳価格で金は一グラム三円五十五銭でございます。実際は四百円いたしております。二百億円の中からある程度のもを三円五十五銭で金を買ひまして、それで金とドルを両方で出

資しよう、こうすれば補正予算を組まなくてもできることになりましますので、その方針で進んでおります。従ひまして日本銀行の金を記帳価格で、時価の百分の一ぐらゐで買うということにつきましては法律を要します。その法案は本国会に提案することにして進めております。

○宮崎委員 その点は非常によくわかりました。最近、これはおもに外為の意見であります。かね／＼懸案のドル・ユーザンスを実施してもらいたいといふことを、大蔵省あたりに申し入れてゐるというのを聞き及んでゐるのであります。輸入手形に對しては外銀ユーザンスで、輸入手形に對しては振出しを事実上は延ばしてもらつてゐるやうな、ただいま妙な貿易慣習がある

のであります。これはやめて、ただ實際慣習をやつておりました延べ手形が、今度はユーザンスによつて裏づけされるという結果にしかならない面があります。事實は輸入を促進するといふ面において、非常な役割を果すわけでありま。これにつきまして、大蔵省としての考えはどうか。あわせて為替銀行——現在十一、二ありますが、これはまあほんとうに為替銀行とは名

のみの発足をしてゐる。そこでこれらの關係と見合ひしまして、どういふやうな推移になるか。これはあらましかつこゝうであります。大蔵省の御意見をお伺ひしたい。

○池田国務大臣 この問題につきましては、昨年来い／＼なことをやつてゐるのであります。実は私もけさの新聞で外為の意見として載つてゐるのを見ましたので、どういふ理由で、どういふ方法で、どういふ時期でとい

ことまではまだ検討いたしておりました。よく事務局からいろいろな点を聞いてきめたいと思います。

○宮崎委員 金融問題は今日はその程度にしておきまして、次の機会にいたしますが、ただ一つ違つた方面の問題を伺ひまして、私の質問は今日は終わります。最近私の一現任自分で手をおろしてやつておりませんが、自分の職業事務所あたり、ほとんど全国的にあるといつてよろしいのでありますが、出先税務署等に参りますと、非常に税務職員が危険にさらされているという切々たる訴えがある。そうして税務署員制度でも設けてもらわなかつたならば、今後どうも火焔びんをほうり込まれるという事例が非常に多くなつて来る。非常にあぶなくて困つてゐる。従つてするに納税者に対しては、あるいは、そう言つていいかどうかかわかりませんが、第三国入等の不法な行動に對しては、積極的活動がでべきな。これはぜひこういう税務署員制度というものを設けてもらいたいというやうな意見が、多数あるのではあります。税務署員制度と申しますのは、税務署の請願調査という意味であります。そういうもので身体を自分の機関で保護してもらいたい、こういう要望があるのでありますが、これに對して大蔵大臣はどういう考えを持つてゐるか。あるいはこういうことは、組織の問題でもありますし、予算の問題でもありますし、予算の問題もありませんし、將來必要があるといふこと、それ、その方面にも配慮しようといふ御意向であるかどうか。この点、簡単でかつこうでありますから、お尋ねいたします。

○池田國務大臣 今年の初めごろから一箇月ぐらゐ前までの調査では、二十七八件ほど全国の税務署に火焔びんその他の放火に類するやうなことがございまして、その後におきましてはやや二十件余り出ております。しこうして税務署に火焔びんを投げ込むのみならず、署長の宅とか、あるいは課長の宅にも不法な行為をするものがちよいちよゐ出て来ており、税務職員に非常に影響いたしておるので、従ひまして火焔びんを投げつけられまして、よく防火にとつて、非常によくやつておりますものには、その都道府県庁長官等より適切な措置をとつておりますが、なおだん／＼広がつて行くやうなれば対策を考えなければならぬ。しかしこれも時期的の問題でございまして、でも、もうしばらく様子を見まして、もしこのやうのが続くやうならば、適當な措置をとらなければいかぬと思ひます。これは請願調査のやうなものではないか、あるいは税務職員に對しては危険があつた場合の補償とか、いろいろなやり方があると思ひます。もう少し情勢を見ましてきめて行きたいと思ひます。

○宮崎委員 大蔵大臣に對する質問は、きようは時間のお約束で、これで打ち切ります。管財局長にひとつ伺ひます。すでに国有財産特別措置法は修正案の提案までされておきまして、実は採決直前にある。そこでまだ資料の中にあまり現われて来ないところで、一点だけこの際につきりしていただきたいのであります。第九条の第二項、それに對するいわゆる交換差金が出るか出ないかの算定方法、これは政令によつてきめることになつておりますが、

その機械の交換をいたします差金を計算いたします評價の基準について、政令で定める予定の標額を、こゝではつきりと述べておいていただきたいと存じます。そう申しますのは、交換差金が不当に高いものであり、あるいは時価に換算してみたり、あるいはかつての価格を八十倍するとかいふやうな定規もあるやうに、前々ほのかに知つてゐる。そういう点で無用の差金が出るやうな交換をいたしますれば、これは交換を阻止する法律になつてしまふので、適當なところの評價の基準といふものをわれ／＼が知らない以上は、この法律の成立に残念ながら賛成できないといふやうな事態も起るの、その評價の基準をはつきりとお示し願ひたい。

○内田(常)政府委員 機械の交換につきまして、国有財産特別措置法に規定を置きました趣旨は、たゞ／＼申し上げておきますやうに、大蔵省としては非常に進歩的な考えで、国有財産の取扱いを財政的見地からさらに経済的見地に一步進める、こういう趣旨でございまして。従つてこの差金のとり方がどうであらうと、私はあの条項は非常に進歩的で、経済關係の方面からは喜ばれることであらうという確信を持つてゐるのであります。次に差金のとり方でありまして、これは差金をとらないことにすれば、一番關係の業者等にも喜ばれると思ひますが、ただ国有の機械と民間の中小企業等が持つておるやうな旧機械等の状況が、個々の場合に對してすべて違ふ。そこで國が持つてゐる甲の機械と民間が持つてゐる乙の機械とを交換した場合の価値の違ひ方と、國が持つてゐる乙の機械を民間の

業者が持つてゐるBの機械と交換した場合の価値の違ひ方が同じであれば、これはあまり問題になりませんが、それがみな違ふ。この場合に差金をとらないやうなことをいたしますと、民間の業者相互間において非常に不公平が起きまして、ある甲の業者は非常に利益を受けるが、乙の業者はあまり利益を得ないといふことになりまして、これは公平の基準において差金をとる方がよいと思ひます。第三番目に差金をとるとり方でありまして、これは非常な無理なとり方は私はいしたくないと思ひますと同時に、技術的に政府が交換をいたします際に、政府の持つてゐる機械の評價をすると同時に、民間の中小企業業者が持つてゐるその評價も、あわせてしなければならぬといふことになりまして、かりに國が十万台の機械を交換にまわします際には、その交換の対象になる民間保有の十万台についても評價をしなければならぬ。合計二十万台の評價をしなければならぬといふことで非常に複雑になりますから、技術的に政府の持つてゐる機械の評價と、民間の持つてゐる機械の評價を簡単な方法でやる、あわせて返す刀でと申しますか、差金が非常に無理な額にならないやうにすべきだと、かゝうに考へております。具体的には通商省と打合せてきめるつもりでございまして、最終的に決定はいたしておりますが、たとえば評價の基準を――これは皆通商省におかれまして、専門家であらうと思ひますが、たとえば工作機械といふやうなもの、たとえば大体重量トーン当りどれくらいのは、大体重量トーン当りどれくらいのはあるやうであります。また工作機

械の中にも、レースとかドリルとかミリング・マシンとか、いろいろの機械によりまして、大体一キロ当り幾らといふやうな評價がありますから、そういうやうな物理経済的な簡単な評價の方法を政令できめて、単純かつ過酷でないやうな評價の方法をとる考へであります。この点は御領願つてけつこうだと思ひます。

○宮崎委員 今のことで私のお尋ねしたのは、差金をとらないでいいというのではない。差金をとるべきだといふのです。とらないで交換なんかしたらとてもない。ただ中小企業が多いのであります。ただ二十万台くらい賠償機械や工作機械があるのですが、そのうち交換できると考へますのは、せいぜい七万台か五万台くらいではなからうかと思ひます。なぜかと申しますと、すでに物資活用面にございまして、貸付をいたしておるわけでありまして、こういう現在において使つておるものは、なか／＼返しもしないで、それに払い下げるといふことが常識になつて参ります。ただ今の工作機械の方によつて評價する等の場合におきまして、おおよね交換に出て来ます機械は、いわゆる精度の低い老朽化した物理経済的に無価値のものが多いのであります。従つてそれとまた経済価値のあるものと交換する場合に、差金が多くなつて参ります。しかも中小企業が、その差金を五年間の年賦で払えるだけの現金の融通能力があるかどうかといふことを考へますと、これはなか／＼簡単な問題ではないのであります。それでありまして私どもの考へますのは、いづれ賠償機械にしろ旧

簿価があります。簿価に對しまして一定の倍率で時価を出す。こういう一つの方式があるのでありますから、その生れて来た簿価同士の差金に對し、たとえば八十倍の倍率をかけるといったしますならば、差金自体に倍率をかけて行くというような算定、しかし實際は両方の簿価に對しまして、未償却の額を引きましたそのときの帳簿価格を求めて、その交換差金を出して行くのがいいのだ、しかし實際の交換方法は簿価同士で差引いて参りますのが妥当だと考えるのであります。深くお考えがあると思ひますから、また私は十分その点は考慮いたしまして、スライドされることを安心いたしまして、おまかせいたします。どうぞこれらが實際の中小企業の合理化ということに役立つ意味に、ひとつ御配慮をいただきたいということ、この法案審議の上において希望条件を強く付しまして、お願いいたしておきます。

○佐藤委員長 次会は明二十四日午前十時より開会の上、質疑を続行することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

昭和二十七年五月七日印刷

昭和二十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁